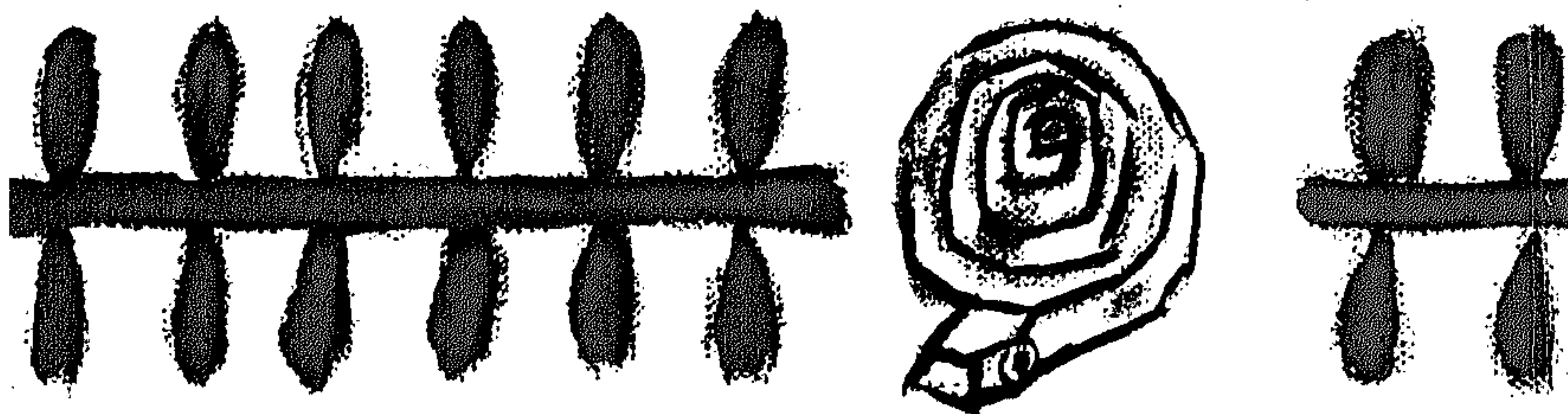
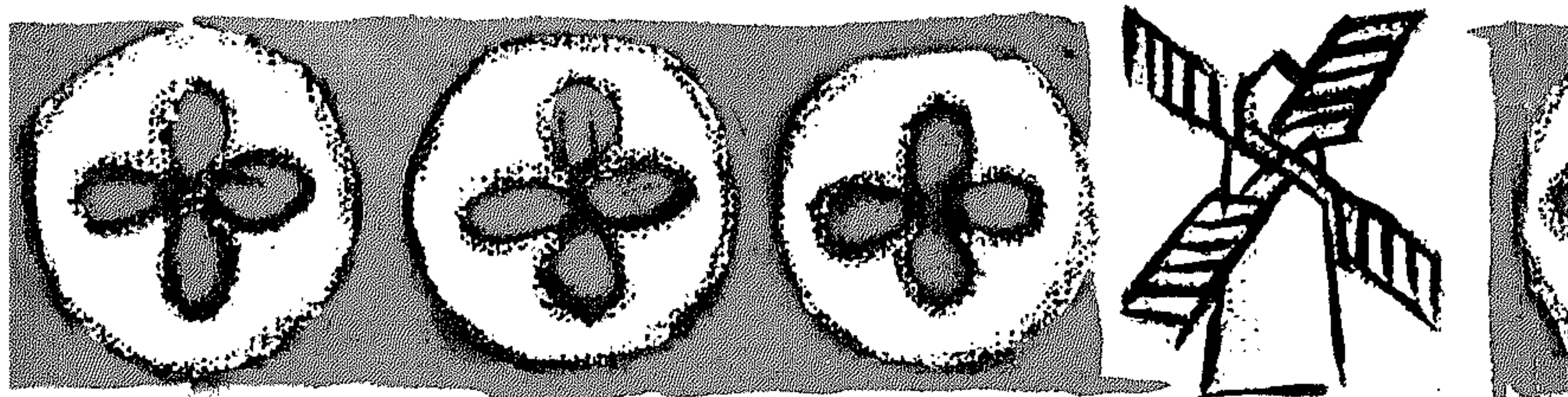


婦人と年少者



第13回全国婦人会議出席応募者の状況

第1表 都道府県別応募者数並びに話し合い参加者数

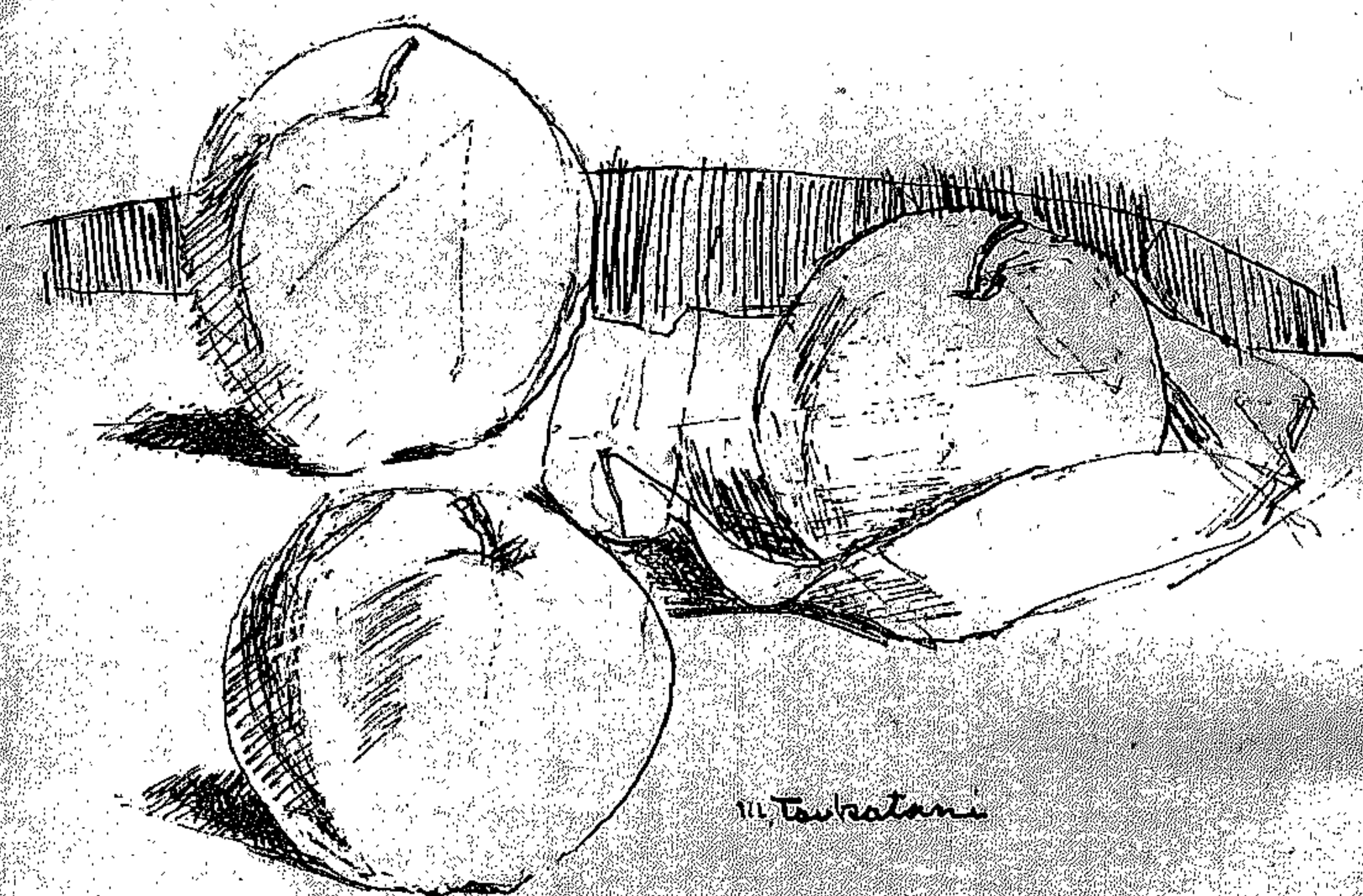
都道府県名	応募者数	話し合い参加者数
北海道	173	608以上
青森	40	185 "
岩手	49	562 "
宮城	79	257 "
秋田	68	225 "
山形	26	349 "
福島	62	176 "
茨城	26	75 "
栃木	31	89 "
群馬	25	55 "
埼玉県	42	167 "
千葉県	35	1,006 "
東京都	127	393 "
神奈川県	56	237 "
新潟県	64	150 "
富山県	140	530 "
石川県	90	310 "
福井県	42	168 "
山梨県	47	118 "
長野県	74	295 "
岐阜県	44	157 "
静岡県	62	483 "
愛知県	112	843 "
三重県	33	473 "
滋賀県	22	206 "
京都府	60	245 "
大阪府	154	642 "
兵庫県	104	572 "
奈良県	31	68 "
和歌山県	14	42 "
鳥取県	43	171 "
島根県	49	278 "
岡山県	77	468 "
広島県	64	349 "
山口県	57	163 "
徳島県	29	193 "
香川県	80	506 "
愛媛県	43	42 "
高知県	58	201 "
福岡県	134	371 "
佐賀県	36	95 "
長崎県	59	383 "
熊本県	84	237 "
大宮	59	318 "
大宮	33	53 "
鹿児島県	45	189 "
合計	2,882	13,703以上

参考：昨年度の応募者数 2,162 人、話し合い参加者数 10,831 人以上。

第2表 応募者の状況

区分	応募者実数	%
総数	2,882	100.0
年齢別		
20～29歳	337	11.7
30～39歳	785	27.2
40～49歳	870	30.2
50～59歳	556	19.3
60歳以上	118	4.1
不明	216	7.5
学歴別		
旧大・旧高専卒	140	4.9
新大・短大卒	128	(0.2)
旧師範卒	206	7.1
旧高女卒	1,112	38.6
旧新高中卒	292	10.1
新高小卒	53	1.8
小卒	242	8.4
その他	54	1.9
不明	146	5.1
職業の有無と職種別		
あり	1,150	39.9
小計	1,150	39.9
農・漁業（内漁業は1）	469	16.2
公務員	93	3.2
栄養士・保健婦・助産婦・看護婦	32	1.1
教員・保母	117	4.1
工員・事務員・店員	170	5.9
（電話交換手を含む）		
商業・工業	95	3.3
医師・薬剤師	8	0.2
和洋裁・料理・茶道・花道教授	38	1.3
その他	128	4.4
なし	1,296	45.0
不明	436	15.1
内職のあるもの	413	14.3
あり	2,064	71.6
配偶者の有無		
なし	297	10.3
小死離未不	110	3.8
別別婚明	12	0.4
不明	131	4.5
不明	44	1.5
不明	521	18.1
子どもの有無と数		
あり	2,056	71.3
小計	2,056	71.3
1人	314	10.9
2人	695	24.1
3人	537	18.6
4人	276	9.6
5人	139	4.8
6人以上	95	3.3
なし	250	8.7
不明	576	20.0
公職・団体の役員		
あり	463	16.1
小計	463	16.1
公団	138	4.8
役員	371	12.9
なし	1,033	35.8
不明	1,386	48.1
所属団体の有無		
あり	1,771	61.5
なし	326	11.3
不明	785	27.2

(注) 1. 学歴別欄の（ ）内は在学中の数を示し、中退はその前の学歴に含めた。
2. 子ども「なし」には未婚者も含む。
3. 「あり」の者には公職と団体役員を兼ねる者があるので、両者の合計は「あり」の小計を上回る。



婦人と年少者 十三巻五号 目次

第十三回全国婦人会議報告

文化と生活(記念講演)……………笠 信太郎 2

私たちの生活と文化

第十三回全国婦人会議の概況……………7

変化する婦人の地位……………マリア・ゲバート・メイヤー 18

第十七回婦人週間に外国からおくられたメッセージから……………21

カウンセリングの理論と技術①……………佐 柳 武 23

勤労青少年の教育振興と福祉の増進について……………26

* 〃見附市勤く婦人の家〃開設……………27

(資料)(室)

母性保護における新しい要求(労組婦人のページ)……………28

働く婦人と年少者の法律問題④……………29

資料ダイジェスト……………30

婦人労働関係資料の紹介……………31

女子の就業数と完全失業者数・平均現金給与額……………表紙 3

◆ 書評……………32

◆ 第十三回全国婦人会議出席応募者の状況……………表紙 2

◆ 婦人少年局ニュース……………表紙 3

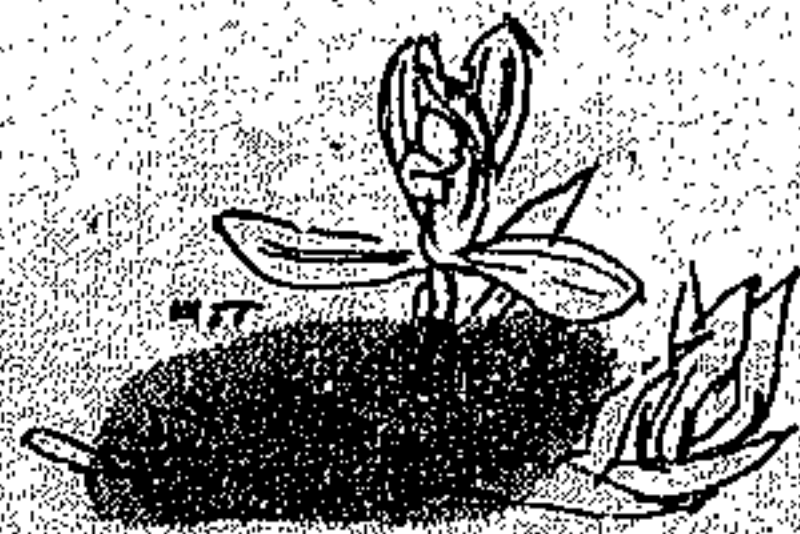
表紙・扉……………塚 谷 政 義

第13回全国婦人会議記念講演

文化と生活

会議の主題にちなんで

笠 信太郎



この度の全国婦人会議の主題は大変に大きく、そして非常にむずかしいものであります。生活と申しますと、生きている私どもの一切合切という感じであり、文化というのも、私たちが生甲斐あらしめるもの、そのために創り出す一切のものだというふうにと考えると、まるで取りとめがありません。特に私は、学問が浅いので、この会議の主題にちなんで何かいえないとお話がありましたとき、全く当惑いたしました。

しばらく考えておりました末、ついに私は、こんどの会議にこの問題についてお考えをお出しになった皆さんの所感文に、すがろうと思いつきました。大変するい話であります、本日ここに全国の応募者約三千人の中から選ばれて御出席になられている六十名の皆さまの文章が整

理されるのを待って、それを全部、改めて読ましていただきました。そして、その中から、生活とは何であるか、文化とは何であるか、そしてこの二つの言葉のもつ内容は、実際の中では、どういうふうにかみ合っているのか。それを、皆さま方に教えていただいたのであります。

それにもとづいて、ここに多少の感想を申し上げます。とするとありますが、まるで、先生たちのもっている虎の巻を先によんでおいて、何とか答案を書くようにしている生徒のようなものであります。

しかし、私は、皆さまの文章を拝見して、ともかく大いに感動いたしました。一休男は何をしているんだといった感じさえいたします。

第一に、皆さま、実によく皆さまの身辺を見

ておられる。一人の主婦として、あるいは、一人の母親として、一人の教師として、その目が大変鋭いのであります。実は私は、考えることよりも、見るこそ大切だと思っているものです。で、もし戦前におきまして、こういう所感を募集いたしましたなら——私の想像であります——やはり立派な文章が集まったであろうと思います。しかし、その文章は整ってはいても、書かれる方のすべてが、恐らく頭の中で考えられたことを書かれたらう。そして恐らく、学校で学ばれた知識にもとづいて書かれたらうと思われる。さらに、もう一つ付け加えますならば、多分、良妻賢母といった立場から、それを論じられたのではなからうかと思えます。

皆さまの所感は、これとは全く違っておりま。場合によるとその反対といってもよろしい。ほとんど、捉われるところがない。少なくとも、自分自身の眼を信じて、何ものにも捉われまいと努力しておられることがうかがわれます。これは、まったく戦後の新しい状況であります。私は、しばらく、文化ということ定義いたしません、こうした状況自体、日本の文化が明らかに一進展をした一つの証拠だといつて差支えなさそうに思います。

皆さま方の意見の中で、一、二、かなり共通であって、しかも自立つものを最初に挙げてみたいと思います。

その第一は、文化、文化というが、文化とは

一体何であるか、といささか文化に対する疑惑を打出しておられます。

それは例えばこういうことです。「一町や五反の農家が、何十万円という耕うん機を買い込む、それを使える農期といえば、ほんのわずかである。その息子は、バスで通えるのに、オートバイで高校に通う。あまり見ているとマもないのに、テレビを買い込む。」

これは、最近の農村にほとんどあまねく流行している傾向ですが、こんどは、こうしてかさむ出費に追われて、現金を得るために、一家の主人か、主婦かが、どこか遠くへ出かせぎに行く。そうになると、まず子供たちの教育に問題が起る。夫婦の間にも問題が起りかねない。

これは農村が次第に都会化してきた現在、あちこちに見られるアンバランスですが、このアンバランスを鋭く指摘し、そうして、いわば物質的文化が、ほんとうの文化を殺してしまおうとしているといった一面を、えぐり出しておられます。

この種のことを、「ニセものの文化」が横行しているのではないか、というふうに表現されているかたもあります。

そして同時に、「レジャーや消費文化の宣伝」に抗して、私たちはそういうニセものを見分けて「ものごとの本物を見きわめる目」をもちたいと主張されている。また、ほかのかたは、「文化を取り入れるのに家庭生活や人間性を殺さぬようにしたい」といっておられる。

以上は、今の文化への疑惑を投げかけたもの

であります。

そしてこれは、電化製品のことばかりを意味いたしません。根深い社会慣習や、迷信や、流行にむかって、けなげに對抗しておられる態度とも、共通のものがあります。どこか一軒の家が小型自動車を買込む。するとそれが、たちまち広がる。たれかが出稼ぎに行く。すると、あちこちにもこっちにも出稼ぎが、はやり出す。

こういった日本の社会、農村にも都会にも通じて見られる日本の社会の弱点に対して、ここにお集まりの方々は、ほとんどが抗議をしておられます。場合によると、今の社会の「制度」そのものの中で、おかしい点に対しても、これに敗けないで、対抗し、これを変えようと、働きかける勢いを示しておられます。

これは私、正しいと思います。

もし人間の最初の「文化」が、その文字の原語であるカルチュアとかクルトゥアとかが意味しております通り、耕すということ、「自然」にむかってクワを入れて、ものを養い育て生産する、作り出す、ということであるとしますならば、ここで皆さまがやっておられることは、その対象こそもう粗野な「自然」ではなくて、ずっと進んできている人間社会に、その制度に、その慣習に、その慣れきっている考え方に、クワを入れて、そこから何ものか新しいものをクリエートする、作り出そうとされているわけでありますから、これは、まさしく「文化」を進めつつあるということができるのであります。

文化とは、そこにある資材や材料ではありま

せん。その資材から新しいものをつくり出すということでありましょうから、まず、その資材をどのように選択し、より分け、どう受け入れるか、というところに一つの重い意味があります。それは、皆さまがたの中のどなたかの言葉でいうと「ニセの文化」をふるい落とすということでもあります。しかし、そのふるい落とし方が問題であります。

いろいろの電気器具がみな文化的な所産でないとはいえません。しかし、それを受け入れるとき、受け入れる側に、まず、いろいろの条件があります。生活がまだ一般的に貧しくて、高価な電気器具を買入れることによって、出稼ぎを必要とするというようなことになりますと、それは果たして家庭生活としてきれいにバランスするものかどうか、電気器具に引ずり回されたりすることにはならないか、それを考えてみる必要があります。

しかし、また一方では、ある主婦のかたがおっしゃるには、電気器具などを用いるようになって、「四年前にくらべると主婦の労働時間を三時間二十五分もきりつめることができるようになった」というのであります。同時に、そこから生まれた余暇を極めて有効に使っているという報告であります。これは、このかたの家庭に、ある程度の経済的なゆとりがあったという条件によるものであります。この場合には、電気器具を取入れることによって確かに生活は文化的に一步を進められたということができようと思ひます。

こういう、バランス、アンバランスの考慮がこの場合は、たいへん大切であります。と同時に、皆さまの所感文を通してみますと、皆さん方ご自身は、そうではないけれども、いまの社会にはほうほうにひどいアンバランスが出ていて、そのアンバランスが、むしろ生活に逆襲してきている様子がうかがわれます。これが実際の現状であります。一般的な現実であります。こういうことが、御報告によってハッキリわかります。これに関連して、いま一つ二つ、特にピカリと光っているような体験の報告を取り上げてみたいと思います。

たいていの農家ではいまでもやっているように、井戸が家の外にありますので、雨がふったり、雪がふったりするときに、あかりをつけて寒いところを、遠く離れた外に水くみに行かなくてはなりません。これは思うに、大変つらい労働であります。ところが、ある農家の主婦であるかたは、カネヒの水からヒントを得て、落下式簡易水道を自分で作るうとされました。ところが近所がやかましい。自分のカラダを使えばいいものを高いお金を出してと、村中の人の注視と悪口を浴びながら、つくられました。でき上がったらもう何の弁解も必要ではなかった。工事を手伝ってくれた人たちの家からまず順々に、この簡易水道はたちまちにして村中に普及して、いまでは村のどの家でも蛇口一つひねることで、水汲みの重労働から解放されたと報告されています。

私は、これなどは村の現状にふさわしい選択であり、小さなことのようにですが、独特の創造であると思います。また、そのための一つの積極的な行動であります。生活のまっただなかから文化の前進に貢

献されたと申してよいと思います。

もう一つ――本土からはるか南方にある一つの島で、地図の上では探しにくいほどの小島ですが、大変おくれた、ハブやハエも多く、水道も便所もまだ共同使用というところですから、およそ普通の想像を越えた僻地であります。そこへ、ご主人と赴任されたかたが、懸命の努力をなさるが、なかなか島の人たちとうまく折合いがつかねる。これは長い間の島津藩の圧政のしりとりで、「大和んちゅ」といって、本土人に対して、警戒の念が強く、いつも反撥の気があったのです。このかたが、この大変おくれた島にある唯一最大の誇りで、長い伝統をもつ細織りを自分でも始められたそうです。不思議なことに袖を織ることで、急にその人たちとの間に親近感と信頼感が深まってきました。「相互信頼の鍵がここにかくされてあった」とそのかたは書いておられます。

私はここを読んだとき、いささかハッといたしました。一つの文化が、人間の間を取りもつたのです。島の人たちが非常に大事にしている貴重な文化に対して、身をもってされた理解が、こうした人間的な心の通いを生んだものだと思います。

この話は、文化とは何であるかということとを端的に示していると同時に、いろいろと深い暗示を与えているように思います。

さて、こうしたお話を長くつづけることができないのは残念であります。

というのは、ここに出席の皆さまは、以上申し上げましたように、いまの日本の社会に進行

中の一つの大きな変化過程に、けなげに対処して、ニセものとホンものを見分け、条件に合うものと、合わないものを選別し、吸収し、そこに自主的なもの、自分のからだにぴたりするものを創り出そうと努力されているわけですが、一般的にはどうかというと、まだまだ低い生活の水準に打勝てないでいると同時に、ほんらんする流行や宣伝、激しい競争をしている企業のおつかましい商業主義にまけて、混乱が続いています。これが問題であります。ことに農村の一部では、家の中に流しがなく、主婦たちはみんな腰をかかめて仕事をしているのに、さきほど申しましたようにテレビは買い込んでいざと申した始末で、全く調子の合わない混乱が出ております。都市の団地などでは、レジャーばかりだというばかりでなく、一般に欲望が自分たちの家計とは関係なく高まり、そのために共稼ぎがやめられぬとか、あらたにパートタイマーに迫られたりしますが、その子供たちの世話をする準備は、社会的にはできていない。こうしてお互いに文化を求め、お互いにひとのまねをすることによって、その不調和から、何やら、いよいよ気ぜわしい気持ちになる。しかも、お互いにまねはするが、何かでお互いに協力しようとはしない。お互いに手をつなごうとする社会的な意識は至ってとぼしい。何か、チグハグで、結局「落ちつけない」というのが、一般の目立った状況であります。皆さまの中のどなたかが書いておられますように、「買って買ってでも次々に買わねばならないような現在の生

「活」の「落ちつき」がそこにあります。この落ちつきのなさ、何かを求めてしょっちゅう爪立っていたり、何かわからぬけれども、いつも何かを待っているといった気分は、これは、戦後の社会の一つの特徴でもあります。よくよく考えてみると、これはまた、この日本と日本人の今日までの長い間の在り方の中にある、一つの極めて注目すべき特質であり欠点であります。

私は、はっきりと自分自身のものと確信される文化をもつということは、非常に重要なことで、国民の自信と落着きは、そこから生まれてくるのだと考えております。しかし、国の歴史的な地位というか、その国民自身では容易には変えることのできないような回り合わせがあります。そしてそれは、この文化にも、ついて回ります。

日本人は、過去のいろいろな仕事からいて、すこぶる能力をもった国民だということですが、私はいえるように思うのですが、しかし今日まで、まだ十分にその自分の独自の能力を発揮できなかったように思われます。

例えば、漢字という形象文字を輸入して、そこから、万葉ガナを作り出し、また純粋な表音文字であるカナを作り出して、立派に自分本来の表現方法を確保したということなどを考えますと、もし日本人が、その能力を本当に発揮するならば、大変な仕事ができるということを意味していると考えます。

しかし、日本人はそのチャンスをもたなかった

たようであります。歴史の経過は、一つの運命でありまして、日本はいつも、その周辺の外国で先に発展した文化を受入れるような回り合わせになっておりました。奈良朝時代には唐の最盛期の文化を鎌倉時代には宋の文化を、徳川時代には明・清の文化を、それぞれ生きたまま輸入することになりました。それも生きた人間が向うへ留学したり、向うの生きた人間がこちらにやってきたりして、ナマのまゝの文化が多くは直接に入ってきております。このことは、自分自身の文化を、根本から育ててゆくだけの時間的にも、気分の上でも、ゆとりのない状態に運命的におかれていたということでもあります。

明治になっては、それが一層激しくなつて、西欧諸国やアメリカ文化が、時を移さず次から次へと息をつくまもなく、これまた生々はつらつとした生きたままの形で入ってまいります。こうなると、自分のものを作っているヒマなどはまったくないことになります。面白い例を一つ取上げますと、徳川後半期に日本で盛んにはやったあの南面をご覧になると、みな中国の風景であります。日本にはない突こつたる山が重なり合い、その下を溪流が流れていて、そこにかかっている橋は中国風の橋で、その上を中国の老人がツエをついて渡っているとか、あるいはこれまた日本にはありそうもない高い崖の上に作られた小さな中国風のおずまやの中で、これまた中国の老人が閑談をやっているといった風流な絵。おそらく、これをかいた人には一度

も中国に行ったこともない画家が多かつたろうと思われませんが、それが絵をかくということになると、こういった絵をかいと一向に不思議とせず、平気でおりました。そして肝腎の日本の田園風景をこうした方式でかいたものはほとんど少ないのであります。これは自分の目でみたものではなく、一つの中国風の観念で絵をかいたといつてもよからうと思ひます。

ところで、明治になって早々、さすがに、こういう絵は面白くないという南面排斥の新しい運動が起りました。岡倉天心などの運動であります。そこで、こんどは油絵をかく人がだんだん多くなつてくるのですが、その多くはフランスの印象派を学んだものであります。この日本の洋画を見て、イギリスの詩人ブランデンさんが——ブランデンさんは日本に大変理解をもつ詩人ですが、もう十年ほど前に日本にやってきましたときに、申しましたことが面白いのです。こんなことをいいました。

「日本人はほんとに絵がうまい。どこの小さなレストランに入つても、印象派風の絵の一つや二つ、かかっていないということはない。しかし、その絵をよくみると、それは印象派の絵というよりは、フランス印象派の印象である」と、こういうのです。ものを写生したものではなく、印象派を写生したものだという意味でありましょう。そこで、ブランデンさんが言葉をついでいうには「絵がきさんたちよ、しばらく絵筆をおいて、あなたがたがこうとしている対象を、あなたの目で、よくよくご覧なさい」。

こういったのです。これは大変な皮肉でもありま

す。自分の目でかいたものではなく、印象派の目で見ているということであり、どうもこれは、徳川末期の南画が、南画をかいていた姿勢と同じようなところがある、ないでもないのではありません。これは、外国の文化を取入れたというよりは、外国の文化を頭から引かぶって、自分というものがなくなりそうな姿であります。

明治になってから西洋の文物の流入は、非常に急速で、文字通り直接にいとまがなかった。むしろこんな早く、こんなにあまう、西洋文化を消化したその能力を評価すべきだとも思われるのであります。しかし、とにかくその結果は私達は自分で直接に、ものを見、社会を見てものごとの根本から自分でやってみるという、ゆとりを持つことができなかったのです。そこで長い時間と根気をかけ、ものごとを根本から掘り起して、前人未踏の大きな仕事をしたというものが、遺憾ながら日本人には欠けております。よく百尺竿頭一步を進めると申します。百尺の土合があると、その上に一步を進めることは案外うまいのですが、百尺そのものは自分で作り上げようとしなさいのです。日本の現代の文化には、深い根底が欠けております。学者たちも、丸善の棚に並ぶ外国書を競って買ってゆくことに忙しかつた。自分自身で根本からものを見、考えるということが少なかったのです。

この戦後ですら、多少の発明、発見はありましたが、多くは外国のパテントを輸入して、あの経済成長をやったようなものであります。

この状況はちょうど、現在の日本の農村に都会のほうから電気ガマ・冷蔵庫その他の電気器具がどしどしはいってくる有様とよく似ております。極端な場合には、テレビは近所への見栄で、実際には飾り

になっていくといった状況であります。むしろ、やがては網子をとれるようになりましょう。しかし、それはちょうど明治の初期、中江兆民などによって「自由」という観念が輸入されたときの網子に、よく似たものがあります。そのころまで、日本には「自由」という言葉すらなかったものであります。自由、不自由という言葉はあっても、いま皆さまが用いておられるような、社会的、政治的意味の「自由」という言葉はなかったのです。何しろ、この「自由」に当たる事実がなかったのですから。それからいまや百年ですが、「自由」は長いあいだ忙しい農家のテレビ同様、飾りものだったわけですね。自由ばかりではありません。ありとあらゆる思想・制度・法律、戦争のやり方に至るまで次から次に、新しいものが、はいってくるのですから、国民はいつも何かを外に期待し、何かを待っている気持ちになります。それでは生活はなかなか落着けないのです。いまの農村が、落ちつきを失いがちであるのと、よく似ております。この特徴は、大きくは国民、小さくは個人々に及んでおります。

この点が、自分の文化を築いてゆくに当たって、参考にすべきお手本というものを殆んど持っていないかった西洋の諸国、イギリス・ドイツ・フランス・イタリアなどの、この千年間の発達と、根本的にめぐり合わせがちがいます。かに、この連中が、参考にしたものがあったとすれば、ギリシャ・ローマの古代文化ですが、それはもうとくに皆死んでしまっていて、いわば地の中から掘り起こすようなものですか。そこ、そこに自分たちとの間に距離があり、したがってそれを参考にするにしても、十分のゆと

りがあります。そして仕事は、ほとんどすべて、自分の力が開発してゆくよりはかはなかった。千年のあいだ、ちょうど、自分のデザインで、煉瓦を一枚一枚積み上げて家を建てていったようなもので、いつの時代でも、いま自分が足もとにおいた煉瓦が、一ぱん高いところにあります。その上につけて見渡すと、遠くに見えるよその家は、はるかに低いところにあつて、自分の建てようとする家のお手本にはなりません。こうして数世紀のあいだ、お手本をもたずに煉瓦積みをやりながら今日に至っているのです。ありますから、頼むものはただ自分自身ということになります。文化がそのまま自分の生活と一致していると申してもよさそうであります。

これは一般的に心の落着きをもたせます。私は、真実の文化とは、そのようなものであると思います。その上に、自分の気持ちを安心して乗せていられるようなものであります。

さきほどの袖織りの上に、その島の人たちの心はやすらげていたのであります。そこで袖を一緒に織るといふことの中に、「相互信頼の鍵」がみつかったとおっしゃるのは、その辺のところを、よく物語っております。

外からの文化が、吾々の生活圏の中にはいつてくることは、致し方ないというよりは、むしろ有難いことでもあります。その意味では、この日本は、ちょうど地波き網の底みたい、ありとあらゆる文化が古くから今日まで、そこにどまて、網の底はふくらんでおります。今後



開会式（中央は谷野局長）

第十七回婦人週間は「わたくしたちの文化——その現状とあすへの課題」というテーマのもとに、四月十日から全国的に展開された。この週間の中央行事である第十三回全国婦人会議は、労働省、NHK共催で、四月十三日から十六日まで、四月間、テーマに沿った主題「私たちの生活と文化」により東京で開かれた。

会議出席希望の所感文応募者は三千八百八十二名で、選考委員会（委員長・評論家笠信太郎氏）により六十名が会議員として、この中から選ばれた。本年は四部会を大きく物質的・精神的文化の二様に分け、これに地域（都市と農村）、年齢（三十九歳以下と四十歳以上）等を加味して編成し、話し合いが行なわれた。今年も全国組織を持つ婦人団体・労働組合から十二名の特別オブザーバーが出席した。

民の安全、交通を調整する警視庁、ボラソタリサービスの参考として日本点字図書館の四か所を選び行なわれた。今年には労働大臣の招待によるこの週間のための外国来賓として米國カリフォルニア大学教授マリヤ・ゲバート・メイヤー博士が来日され、開会式では祝辞を、総会では講演が行なわれた（本誌18ページ参照）。

一九六三年度ノーベル物理学賞受賞マリヤ・ゲバート・メイヤー博士（米國カリフォルニア大学教授）
選考委員長・会議員・部会リーダー紹介
記念講演
「文化と生活——会議の主題にちなんで」
評論家 笠 信太郎
（全国婦人会議選考委員会委員長）
外国からのメッセージ
合唱 「世界の花」
部 会 一三・〇〇〜一七・〇〇
話し合い
四月一四日（水）「虎ノ門共済会館」
部 会 一〇・〇〇〜一五・三〇
話し合い
全体会議 一六・〇〇〜一七・三〇
会議員全員による話し合い
四月一五日（木）
移動会議 九・〇〇〜一二・三〇
各種施設、婦人のグループ活動の見学及び懇談（会議員のみ）
四月一六日（金）「NHKホール」
総 会 一〇・三〇〜一三・〇〇
合 唱 「世界の花」
合唱 東京放送合唱団
演奏 東京放送管弦楽団
指揮 土肥 泰
司会 安藤梢アウンサー
第一部
あいさつ
NHK教育局長 吉田 正
経過報告

第17回婦人週間

私たちの生活と文化

第13回全国婦人会議概況

プログラム

四月一三日（火）——産経会館
開会式 一〇・三〇〜一二・三〇
合 唱 「世界の花」
合唱 東京放送合唱団
演奏 東京放送管弦楽団

指揮 土肥 泰
開会のことば 谷野 せつ
労働省婦人少年局長
あいさつ 労働大臣 石田 博英
NHK会長 前田 義徳
来賓祝辞

一、部会

う強い要望が出された。好むと好まざるにかかわらず進む工業化、そのプラス面を享受しながら、マイナス面をどのようにして規制していくか——どんなボタンを押せば良いかの問題となった。

○ボタンの押し方①

——有効な世論作りを——

まず第一のボタンとして、婦人が世論を盛り上げていくことがあげられた。その実例として、子どもを交通事故から守るために母親が立ち上がり、幼稚園前の広場を駐車禁止区域にすることができた例、学童通学用の陸橋の建設に成功した



第1部会の状況

例などが報告された。これらの経験から有効な世論形成を行なうには先ずはじめに誰かが声をあげること、次いでその声を大きくすることが必要であると話合われた。その方法論としては、団体に呼びかける、団体を通して当局に陳情する、陳情に先だって地方予算の使途を調べ、要求のうらづけとして科学的な調査を行なう。団体の間で情報交換を密にすること等が続々とあげられ、世論形成者としての婦人の役割の重要なことが強調された。

○ボタンの押し方②

——政治をあなたたまたまかせにするな——

いまや公害問題はマスコミをにぎわし、社会問題にまでなっている。いまさら婦人が声を大にして叫ばなくても、為政者もよく知っていることだ。上の方から公害防止を企業に義務づける法制化が講じられてしかるべきではないかとの疑問が出された。それに対してリーダーから、為政者は神様ではない、いわれなければ気がつかないのではないが、ささやかな要求でもぶつけていく、それが現代文化の特色であるとの助言があり、この第二のボタンとして、地方議会を利用すること、政治へ婦人が参加していくことの必要が論じられ、公害の問題についていえば、工業化をふくめた地方発展のイメージ作りに婦人が参加していくことが必要だということが論じられた。

2 社会保障について

文化の恩恵からとり残されているものに老人がある。戦争によって生活の基盤を失い、しかもその中で子どもを育てるという社会責任をはたした老人に、社会は何を報いているか。今、老後を目前にして冷たい政治にぶつかっている、どの切々たる問題提起に、一層真剣な話し合いが進んだ。社会保障というと、日本では憲法上の権利であるとして政府にまかせっぱなしの権利主張型と、貧しい人々に慈善をほどこすというあわれみの感情型の両極端の考えが多い。地道な活動を積みかさねて、自分たちで作ったものを国家の手にゆだねていくという建設的な働きかけが足りない、という意見が述べられた。

また老後の問題を考える時、家族制度の変化に気がつくが、この点について、農村では今も老後は家族制度の中で保障されている。農村の老人は、いくつになっても子どもの世話や家事、庭仕事等に必要な働き手として要求されていることが報告された。社会保障の完備した西欧諸国で老人の自殺が多いことから、保障の形は金銭だけでなく、「働き場の保障」と望む意見が多い。五五歳定年制の非をつく意見、人里はなれた場所に建てられる老人ホームを団地の真中に建て、半分補助、半分自活の形で運営するのが良いとのアイデアも出された。リーダーから、老後の保障について制度と精神の二面が問題となる、制度偏重になると

第三部会

リーダー 岡部 慶三

(東京大学助教授)

会議員

山崎 綱 (秋田)

漆川 慶子 (山形)

荒川 和子 (茨城)

山崎 静子 (千葉)

藤田 清子 (新潟)

長林 澄子 (石川)

中西 博子 (静岡)

井上 良子 (京都)

藤本 フミ子 (大阪)

古田 秋子 (兵庫)

林 光子 (和歌山)

犬野 光子 (広島)

川下 周子 (熊本)

永野 見子 (宮崎)

第四部会

リーダー

中里 恒子 (作家)

会議員

吉野 愛子 (北海道)

古川 寿枝 (福島)

平川 はな (群馬)

城下 可子 (埼玉)

鈴木 万寿子 (東京)

三木 光江 (神奈川)

風間 光江 (山梨)

吉田 光江 (三重)

牧田 光江 (滋賀)

由井 光江 (奈良)

原田 光江 (和歌山)

紀野 光江 (香川)

萩野 光江 (高知)

川本 光江 (熊本)

佐藤 光江 (鹿児島)

老人を社会から隔離して死に追いやる、家族制度の中の解決も、従来の制度的な家族関係はくずれて新しい形が生まれるだろう、老後の保障を恩恵でなく権利として要求し、政府の義務履行を豊かにさせるように働きかけることが必要であるとの助言があった。

3 文化と生活の理念

(1) 慣習の伝承の選択の問題

結婚や出産などが旧態依然の古いしきたりの中で行なわれている地域の実情が話された。以前意味のあった慣習も、時代が変わるとともにその意味を失って不合理な慣習となる。古い慣習の中から現代の生活に必要なものを取捨選択しようとの意見がだされたが、リーダーから自然に生まれた慣習を善い面、悪い面と割切るとは難かしい、結婚の簡素化が叫ばれてそれが進まないのは、古い様式にかわる新しい様式が見い出せないせいでもあると助言された。

(2) 文化の創造

漬物というささやかな家庭生産における創造の喜びをあげる意見。その創造を阻害するものとして固定観念をとりあげ、母親が子どもに固定観念をうえつけ創造の芽をつみとり勝ちなことへの反省が述べられた。リーダーから、生きるということは型の中で行なわれる、しかし型の中だけに生きることではできない、型に生き、型を破り、型を創り、また破る、という一見矛盾した繰返しが生きて

あり、文化そのものである。日常生活のすべてにこころをこめて創造は行なわれるもので、創造こそが生きることの確証であるとの助言があった。

(3) 価値秩序の混乱と再建の問題

創造の具体的内容をきめるものが生活の理念である。しかし変動する社会の中では何が根本の理想か定めることが難しい。最後に混乱する価値秩序をどう再建するかの問題がリーダーから提起された。それに対して価値判断の基準を人間としての生きがいと求め、これを「さわやかな充実感」と表現したい、婦人の役割の重要さを認識し、絶えず自己を豊かにする努力が再建の道に通じるとの意見が述べられ、賛成の拍手のうちに部会は終了した。

第二部 会

この部会は専業農家の主婦として、また急激に増加して来ている兼業農家の主婦として直接農業経営にたずさわっている者、生活改善普及員として農村生活の中に問題をかかえている者などにより構成され、主に農村における生活様式の面から入って文化に焦点をあわせ、討論が進められた。今日の農村生活における近代化、都市化の過程の中で新しく派生して来ている問題、また古いまま取り残されている農村特有の問題を臨床学的にひとつずつ拾いあげ、討論を進めるなかにこれからの農村文化についても話し合い

が行なわれた。話し合われた主な内容は次のようなものである。

1 地域における冠婚葬祭・迷信について

農村における冠婚葬祭のつきあいの問題は常にとりあげられる古くして、新しい問題である。一時、生活改善運動・新生活運動の成果もあって簡素化されたが、近年生活にゆとりが出来たためか、また派手になる傾向にある。例えば、漁村では船を建造すると一本二、三千円のほりを贈り、お返しに三日間も食事を供して招待しなければならぬこと、娘が三人居ると家がつぶれると言われるように2DKのアパートに住むにもかかわらず花嫁道具一式をそろえたり、家をふしんすれば三日間ふしん祝いをするといった例が話された。これらの古いしきたりに農村の婦人は悩まされ、つらい事であると思いつつも、そこから脱却出来な

いである。また「義理をする」という言葉もあるように、このしきたりに従わないと農村生活はスムーズに運びにくいというのが大多数の会議員の悩みであった。ある意味では義理をつくすことは人間関係を良くし農村生活には必要なことで、新しく農村に入った場合は、古いそれらのしきたりの中に一度入りこまなければ地域の人間と融和出来なかった例などが話し合われた。しかし、この泥沼から一歩踏み出すためには冠婚葬祭を派手にしなけれ

ばならぬ「義理」という言葉の意味するものを明らかにする必要がある。

義理を欠くことはその人自身の体面を傷つけ、恥をかきことであるといった思考様式が農村の生活を、日本人全体の生活行動を規定している。しかし義理でつくす礼は虚礼であり人間的感情は全くない。かつては村落共同体の相互扶助の意、味をもっていた冠婚葬祭のつきあひも、その心が失われて、虚礼となつていく。現代に生きる我々は近代的な思考様式をまず確立すると同時に自主性を養い、つきあひの仕方にも新しい様式を打ち立てなければならぬことがリーダーから指摘された。

迷信については、丙午などにみる十二支の生活支配、午の日に田植をすると死米になると言って田植の時期をのぼしたり、まだまだ種々の迷信が日常生活を規定している。これらをかならずしも心から信じているわけではなく、理屈では迷信とわかりながらも、それに逆らって行動する勇気を持ち合わせていない。一人では行動出来なくとも、皆で手をつなぎ、組織の力で一歩一歩解消して行かなければならぬことを確認し合った。

2 新しい消費財の農村への流入

流しのない家が六〇近く、現代には珍しいはねるべを使用していないながら、テレビや耕転機のない家はほとんどないという岩手の会議員の発言にみるように種々の電化製品が農村の生活に流入して

いる。電気洗濯機、電気掃除機、自家用車までが農村の生活を潤していることが話し合われる中で、本心に合理的な生活を樹立するためにこれらの消費財が購入されたかどうか。テレビとは何なるべに見るアンバランスがどこから生じて来たか、購入した消費財が合理的に活用されているかといった疑問が提出された。掃除機が塵をかぶっていたり、故障してもなおし方を知らなかったり、本来生活を合理化すべき消費財がそれを購入する時の出発点に不合理性があつたのではないか。例えば、世間の人からあそこではテレビもないと言われ、その噂を気にし、かたみが狭いから購入した、といった冠婚葬祭の時と同じ思考方法に支配されている。何が必要であるかを考えず、単に欲しいからという理由で購入されている。より合理的な生活を送るためには、生活を冷静にみつめる目を養うことが必要であるということが話し合われた。

3 出稼ぎ、主婦の就労

兼業化の進展にともない、営農の中心が主婦の肩にかかり、農家主婦の労働過重が問題になると同時に、農閑期にも土方・臨時工・ゴルフキャディーとして働きに出る主婦が農村でも増加し、鎌を持たない「鎌っ子」が増加して来ている。このような現象は家庭管理の面でマイナスになっており、主婦の出稼ぎ、就労はやめて家庭管理をしっかりとやるべきであるという意見があつた。一方、働く意志

のある者は大いに働きに出ることも大切である。たまたま起る共稼ぎ家庭の子供の非行化をクローズアップして、母親よ家庭に帰れといった動きはあやまりであり、保育所施設の充実、余力のある主婦の協力など種々な方法も講じられるのではないかといった意見が強かった。



第2部会の状況

リーダーからは「子供を社会の中で育てるのも一つの文化である。社会施設等が未熟なため、子供は母親のほだで育てなければならぬ」といった伝統的な考え方が強い。また農村では母親の働きに出て行く労働の場に婦人労働者を保護す

るといった婦人の労働文化が全く育っていないことも検討する必要があるのではないか」といった助言がなされた。耐久的消費財の購入、子供の養育費、農用機械の購入などで現金収入を得るといった目的のため主婦が出稼ぎに出るケースも増加しているが、はっきりした目的を持たず一種の流行のように、部落で二、三人が働きに出ていないと見てもない、見苦しいといった考えから出稼ぎに出る例も少なくない。そこには働くことの意義、働くことの厳しさなどが本人にも家族間にも十分認識されていないために子供の非行化など種々の問題が派生して来ている。この問題で北海道の議員から二五町歩の耕地を有しながら冷害のため三か月間静岡に出稼ぎに行かなければならなかった時、遠く離れることによって家族間の愛情を再確認するとともに、嫁、妻、子供の母としての責任と、家族の中ではたす役割りを見出すことも出来た実例などが話された。

4 マスコミ・レジャー文化の流入

テレビ、ラジオの普及は今まで停滞していた農村の生活に新しい息吹きを与え、テレビ番組から民主的な家庭の運営の仕方などを学ぶことも出来るようになって農村の都市化に大きなプラスになっている。一方、日中は農作業に追われ教養番組をみる時間は全くなく、夜の娯楽番組を主にみるが、農作業、家事労働で短時間な睡眠時間がますます短縮さ

れている。テレビに夢中になり、少ない一家団らんの時、話し合いの時間が失われ、物事を考えることが少なくなっている。子ども達の思考方法も一律化し、個性のない人間が作られて行く恐れがある。

また、マスメディアに乗って新しい製品が紹介されると、持っていないのは自分だけのようないふがし、常に追いかけていようという飢餓感におそわれ、落着かない不安定な状態におちいってしまふ。また、テレビは楽しみの少ない農村の娯楽となつていふが、テレビによる娯楽は感覚的な刺激で人間性の回復をはかるような消費的娯楽であり、農村にはもっと生産的で創造的な娯楽があるはずである。例えば美しい自然。その自然をいかに生活の中にひきこむか、生命を育てたり、短歌を作ったり、花をいけたり自分個人の美を作り出して行くことに、自己をふり返り、再発見する必要があるということが話し合われた。

5 これからの農村文化

今日の農村には若年労働力の流出に伴う後継者問題、農業所得と他産業との所得格差の拡大、農作物価格の不安定性、出稼ぎとそれに伴う家族問題、老後の問題と多くの難しい問題が堆積している。また個人の生活を合理化しようとしても外側の生活環境が不十分で、外側の不合理性のため規制されることが農村には殊に多い。農用機械の導入のため働いてい

るといった「働くこと」が手段化し、農業自体に生きがいを見い出せない状態の中で、農村文化を花映かして行くことが出来るであろうか。従事している仕事ややりがいのあるものであるといった自覚がもてるような仕事にすることが大切である。自分の立っている基盤を明確にする。とともに、そのような農業政策を要求し、老後の心配も経済的心配もない連帯感に支えられた社会を築く必要がある。社会保障の充実した福祉国家が築かれてこそ健康で文化的な生活が営まれるのであり、福祉的政策こそ文化国家との表裏の関係にある。それには現実をみつめ、生活に結び付いた学習と同時に政治学習を活発に行なうて行かなければならないというリーダーの助言で、部会の討論を終った。

第三部会

この部会では、①生活様式の変化について、②マスコミと現代文化の問題、③教養について、④文化の伝統と変革、の四つの問題点が提起され、これにもとづいて話しあいがなされた。

会議員は、昭和生まれの比較的若い年齢層の婦人によって構成され、しかもそのほとんどは、乳幼児から中学生までの子供をもつ母親で占められていた。従って、ややもすれば子供の教育について論議が集中したが、一方、母親も、母であり、妻である以前に、社会の連繋の中に生きる一個の人間であることが強調さ

れ、これらの問題を念めて討議が活発にすすめられた。

1 生活様式の変化について

近年、物質生活のめざましい進歩に比べ、精神面での立ちおくれがみられるが、これについて、日常生活のなかにもられる具体的な例として、まず喫茶店を経営する会議員から、最近の人手不足により、とくに若年労働者は物質的には恵まれているが、職業生活の上での希望がもてず、享乐的で、何事にも努力を惜しむ風潮がみられること、また小学校教員である会議員からは、母親たちが、子供の情操教育に就いてピアノ等を習わせるが、これらの子供たちのなかには昔から伝わる簡単な童謡さえも知らないものがあること、一方家庭の主婦である会議員からは、家庭の書棚には百科辞典や文学全集が並び、ステレオがおかれていても、それを読み、聴く心のゆとりがないこと、職業をもつ母親である会議員からは、学歴を出た娘たちが当然のように就職していく現象も、多くは女性の職業的地位の向上とは無関係で、職場は若い女性の小遣いかせぎの場として開放されているのみであることなど、いろいろの現象が各会議員からあげられて、物質生活の充実が、時には、精神生活を阻害していることなどが指摘された。

また農村に住む会議員からは、家庭にはテレビ、洗濯機、掃除機が揃っていても、水道がない、道路が舗装されていない

い等、地域の環境整備がなされていないことがあげられ、物質文化の進歩の中にも大きなアンバランスのあることが問題として出された。

これらの問題から波及して、婦人、わけても子供をもつ母親が職業をもつことについて多数の意見が出され、この問題に議論が集中した。子供の人格形成の上から最も大切な幼児期には、母親は家庭にとどまるべきだとの意見に対し、婦人も一個の独立した社会人として社会のために役立つべきであり、また職業を通じて自分を生かしていきたい、しかも一度職業を離れて家庭に入った主婦が、中年になってから再就職することは困難であり、さらに現実には好むと好まざるにかかわらず働かねばならない婦人も多くあることなどの意見が出された。しかし子供をもつ婦人が職業を続けていくためには、家庭の中での個人的な努力だけでは解決できないものがあり、保育施設の拡充など社会的な解決が望まれた。一方、職業をもつことのみが社会に連なる道ではなく、家庭における主婦も、日常生活の上で社会の一員としての連帯感をもち、積極的に社会のために役立つよう努めるべきであることが強調された。

また、社会からおき忘れられた身体障害者・精神薄弱者等、物質文化の恩恵さえも受けることの少ない人々がいることにも、私達は目を向けるべきであるとの意見がのべられ、みな共感を呼んだ。

2 マスコミと現代文化の問題

テレビ・ラジオ・雑誌のみでなく、日常的な流行や消費姿勢も含めて、私たちはこれらを受けとる側として、正しい批判力をもって計画的、自主的に立ちまわらなければならない。また同時に、企業に対抗する消費者の組織をつくることも必要である。しかしこの場合も組織が多元的であり、かつ個人を生かした集団でなければならないことが話しあわれた。

主体性をもって積極的にマスコミを利用して例として、テレビを通じて子供と共に勉強していること、テレビの自動車教室で学習して運転免許を取得したこと、あるいは新聞をスクラップすることにより重点的、系統的に問題を把握している等が出され、各会議員との意見の交換がなされた。

なおリーダーからの求めに応じて特別オブザーバーから私たちは消費文化にふりまわされて、文化生活をしているような錯覚を起しやうい、従って消費者は商品に対する選択眼を養うと同時に、企業に対して、もっと積極的に注文をつけるべきだとの助言がなされた。

3 教養について

まずリーダーから、私たちが世間を見まわした時、社会的地位の高い人が必ずしも教養のある人とはいえない。それは教養とは一体何だろうかということの問題として提起された。各会議員から



第3部会の状況

出された。しかし現実には、個人の趣味や教養を高めることには熱心であって、社会の一員としてこれを生かし、役立てていくことには消極的であることが反省させられた。

次いで、教養を高めるための一手段としての読書の方法について意見が交換され、また学歴——子供の進学についても熱心な討論がなされ、子供のための真の教育とは、より高い学歴をつけることではなく、子供のもつ個性を伸ばしてやることであるとの結論に、全員異議はなかったが、最後に特別オプザーバーから、学歴による身分制が支配している現在の社会を考える時、ともすれば、わが子だけはこの親の感情に流されやすいので、社会機構を改善していくための、地域への強力な働きかけが是非必要ではなからうかとの助言がなされた。

4 文化の伝統と変革

最後の柱である文化の伝統と変革について京都の会議員から、古くから伝わる文化財、あるいは年中行事など、伝統が多く残されている古都の住民として、これを保存し、伝えていきたいという願いと同時に、地域の生活環境をより近代化、合理化していきたいという願いも同じく強いものがある、しかし現実に伝統文化は破壊されつつあり、これに対する批判の声も高い、これをいかに調和させ、共存させていくかが問題として提起された。これについては各地からも、郷

土文化の継承がほとんど個人の負担によってなされているため、徐々に消滅の方向を辿っている現状が話され、これにあって、産業の発展に伴う自然美の破壊についても話が及んだ。これに対し、伝統文化を守り、自然美を保存するには、個人の努力もさることながら、地域ないしは国全体の公益行政によって解決されるべきことが強調された。

また身近な日常生活における主婦の手づくりの着物や料理なども、ささやかな伝統として受けついでいきたいとの意見も多く出された。一方、古い伝統の垢とでもいうべき迷信や因習、偏見などは、私たちの時代に打破し、子供たちには伝えないようにしようということに全員の意見が一致した。

伝統文化の一つである「言葉」について

でも多くの意見がのべられた。もともと日本語を大切にしよう、母親は子供に美しい言葉を与えよう、言葉を扱う職業にならずに人々は言葉づかいに慎重になろう等の意見が出されたのに対し、最近横行している流行語は現代生活のテンポにあっているものであって、必ずしもわるいとはばかりはいきれないとの意見も出された。そこでリーダーからは、単に形式が整っているから正しく美しい言葉であるとはいえない。心のこもった真実を伝える言葉こそ真に美しいのではなからうか、つまり言葉は人間の生活感情をあらわすものであり、社会の変遷に従い変化

していくべきものであるとの助言がなされた。伝統文化についても、社会、風土および歴史的背景なくしては生まれ、育たないものであるから、私たちはただ単に昔をなつかしむだけではなく、古い文化を大切にすると共に、新しい文化を創造していく責任があることが話しあいのなかで再確認された。

最後に、私たちは生活に密着した文化を守り、育てていくために、各人が一層の努力を重ねていくとともに、さらに広く社会に向かって目をひろき、常に社会的連繋のもとに文化の発展を考えていきたい。そしてこの社会を変え、政治を正していくのは私たち一人々々の力によるものであることの自覚を新たにして、部会を終了した。

第四部会

この部会は、主として精神的な面からみた文化の問題について話し合いが行なわれた。会議員は四十歳以上の婦人であることから、子供のしつけ、教育の問題、老後の生活設計で活発な意見が交換されたが、生活の中の迷信、読書の仕方、伝統の問題についても討議がなされた。

1 子供のしつけ、教育について
はじめに、会議員が日常感じているさまざまな問題が提出された。例えば青少年の非行の増加、「幼稚園児のおべんとうはパンと牛乳だけが多いが、幼児の音

「絵、絵などのおけいことは熱心だ」
「セルフサービスの商店における青少年のぬすみ」
「今の親は子供をあまやかすすぎる。正しいしつけが必要」
「胎教の必要、保健所は妊娠手帳をわたす時に育児教育をするべきだ」など。

こうした話しあいのなかから、方向づけとして、リーダーの中里先生の助言、特別オブザーバーの発言を含めて要約すると、次のとおりになる。非行などについて、他の誘惑にまけない自主性のある子供をつくるべきである。読書については、よい本も悪い本も見させて、正しい批判力のある人間に育てることが必要。幼児のしつけは胎教から始めるべきで、妊娠中の母親はいたずらに薬にたよらず自己を克服する力をもたねばならない。イギリス人が公衆道徳で訓練されているのは、幼児における母親の訓練がよいと同時に母の行為が子供の鏡となっているからで、母親が姿勢を正すことが先決問題である。また、非行の集団化の傾向が見られるが、自分の子供だけよければよいというのではなく、社会的視野のもとに、他人の子の行動にも関心をもち、正しい指導がなされるべきである。

2 読書について

精神文化の一つとして読書が話題となった。まず読書グループ、移動図書館の設置、婦人学級の共同学習などが話されたが、読書に関心をもちたい人が多いがそれらの人々にどのように働きかけるか



第4部会の状況

が問題となった。これに対して、リーダーは、余暇の過ごし方は物質的なもののみが先にたつ人が少なくない、ある意味では幸福だから読書ができない面も見られる、馬を水際までつれてゆくことは出来るが、氷をのむのは馬自身であることが問題だと助言された。

また、何のために読書するかの疑問が出され、人間らしい生活ができた上で読書をするべきで、生活技術的なものを高めないと、精神的なものが高まらないのではないかと、意見が出された。これに対して、生活に必要なものは学びやす

い、人間性を培うための読書は異なった心構えが必要で、生活にむかえて本が読めないのは、余暇がないから本が読めないのと同じではないか、との反対意見もあった。

一方、現在のマスコミについての討議もなされ、リーダーは、自分の本意でないことがとりあげられることについても問題がある一方、一般の人がとりあげてほしいと思うことでも、公的なものにならないととりあげないことにも問題がある、と助言された。

3 レジャーについて

レジャーというところを遊ぶことと思う人もあるが、遊ぶだけでなく休息も含めて考えることとして話がすすめられた。会議員からさまざまなレジャーの過ごし方が出された。例えば「ゴロネは主人のレジャー、人それぞれ自分にあつたように過ごすべきだ」「息子は重い荷物を背負って山へ行くのがレジャー」「短歌」「書道」など。

こうした話しあいの中からレジャーの形態を見きわめ、反省と向上をレジャーのなかで求めていくことも必要ではないか。「精進庵のいる家庭の多くが生活保護家庭だが、これらの人に生活の余裕のある人が手をさしのべてくれない、趣味に生きるのもよいが、社会奉仕もするべきではないか」との意見も出された。

このあと、特別オブザーバーからレジャーを社会奉仕活動にあてる意見が提出

されていたが、ボランティアの活動だけでは出来る面と出来ない面があるから、それを見きわめ、政治に発展させることも考えてほしいとの助言があった。

4 老後の生活設計

「無事に生活していければ老後の人生はよいのだろうか」とのリーダーの司会で話し合いが始まった。ある会議員は、まず年金制度の整備によって最低生活をととのえた上で、老人の孤独をさくう方法を考えなければいけないと発言した。これに対して、ある会合で年金や施設の整備の話をしたら老人が悲しがった例が話され、家庭のなかで生活していける体制との両立が必要ではないかとの意見が出された。「人は家のなかで生まれ、家のなかで死ぬ、お互に独立を守りながら親子三代うまく生活していく方法をさがしたい」「お嫁さんをたててうまく生活する例」なども話題となった。

一方、老人も体力に応じた仕事を持ち生きがいのある生活をする必要がある、との発言から、「大学の聴講生になって勉強したい」「英語の勉強、習字、グループによる学習、趣味にいきる」など生きがいのある生活をしているなどの体験が話された。これに対して、リーダーはアメリカに旅行した時、年金もあり完備された老人施設で、何となく無気力に生きる老人の姿を見たが、社会ときり離れて生きていることに問題があるのではないかと指摘された。

5 迷信について

「迷信についてどう考えるべきか、文化の低い所ほど迷信が多いと言いが」とのリーダーの導入により、様々な迷信の例と、それらがもつ意味について次のような話し合いがなされた。「迷信でも、妊婦はほうきをまたぐな」等の、しつけにかこつけたものや、道徳律的なものもあるが、「こっくりさん」による盗難の犯人さがし、まじないによる治療など人権侵害と見られるものもある。後者のような迷信については、次の世代に伝えないことが私どもの責任だが、自分のことになると弱さが残る」「迷信のもとを正し、不合理なものは捨てるべきだ。かくれたベストセラーである仏滅など書いた唐は売るべきではない」との声があった。一方害のある迷信は追放するべきだが、害のないものはそのままでもよいではないかとの意見が出された。

6 伝統について

まず文化財などの破壊が問題になり、ある会議員が、「最近、修学旅行の高校生が、戒壇院の四天王の腕を折ったが、

その母親が文化財の価値を知り、一言注意していたらと思われる」と発言した。リーダーも、「京都タワーについては、地元の人にはあまり反対していないのではなか」との発言があり、ある会議員から、「文化財の破壊などについては、我々がその価値を理解し、他人にも声をかけ世論をかめることが必要と話し合った」例が報告された。その他、世代による感じ方の違い等も問題になったが、特別オプザーバーから、「日本ほど伝統を粗末にする国はない、母親が子供に歴史、伝統の大切さを教えてほしい」「あるスイス人が日本のもてなし方を賛嘆した例もある、合理的なものがいちがいに良いとは、限らない」「日本は最近の工業化の進展のなかで、伝統並びに自然が無選択に壊されていく点に問題がある」という感想が述べられた。

7 隣人愛について

隣人愛については、離島のおくれた教育環境に対する改善の方向についての意見や、夕張炭坑の事故について国家の保障と同時に、婦人の手による助けあいや婦人会の奉仕活動が話題になった。ある会議員は北海道の冷害地に見舞として衣料を送る準備を婦人会で行ない、無料で送る手続をしようとした時、お役所でたらい回しにあって困り、隣人愛が阻害された例が指摘された。

また「センチメンタリズムと隣人愛を混同してはならない。制度を知ってそれ

を変えていく知恵も必要である」との意見もあった。最近人と人とのつながりが少なくなっており、団地における人間関係のむずかしさなども話題となったが、「こんにちは」「おかえりなさい」と言葉をかけあっている実例が報告された。

最後に、このような話し合いによって「すぐに解決・解答がでなくても、互いに問題を発見し、意見を交換することによって今後の課題とすることにより、文化の向上に役立つのではないかと」、リーダーが助言されて終了した。

全体会議の概況

会期の三日目、各部会での話し合いを終えたあとで全体会議を一時半程度行なった。これは四つの部会に分かれて話し合いを進めてきた会議員が一堂に集まって、文化の向上という基盤に立って、①農村と都市の会議員が、それぞれ相手方に望むことがら、②若い年齢と中高年齢の会議員が、それぞれ相手方にのぞむことがら、の二つのテーマによって公開で話しあったものであり、四人のリーダーも自由な立場で助言された。その概要を記す。

第一のテーマについて

(註) ○農村の会議員 △都市の会議員

△農村ではタキギも多いことであるうから、プロパンガスなどは緊急の時にのみ使えばいいのではないか。

○プロパンガスは農作業や家事など農村生活の能率をあげている。生活を便利にし時間を有効に使える。認識を改めてもらいたい。水道も普及しつつあり台所の改善なども都市の人が考えるより改良されている。

「都市の夫婦単位の生活には老後の不安が大きい。農村の老人は、なにがしかの仕事があり、必要な働き手とされ、老後の生活が家族制度の中で解決されている。この日本独特の美風を育ててほしい。」

○そのとおりで、農村の老人は一生仕事をもち、精神的な不幸を感じることはない。

○しかし農村の老人が大切にされるのは健康で働ける時である。社会保障制度の充実等、老人問題はもっと真剣に考えてほしい。

△老後の保障を古い家族制度の中に求めることには抵抗を感じる。そのような解決を単純に美風とするのは危険だ。

△農家は土地を持っているから、隠居して新しい家を建てればよい。志摩地方には成功している例がある。

△八十歳のおばあさんが、いまやっとヒマができたからと図書館に本を読みに行くのを楽しみにしている例もある。

△開拓地の婦人と話合った時に、婦人側は教師が腰かけの的であることをいい、教師側は農村の婦人の教育への理解の

なさを指摘した。都市と農村との違い

を感じ、話合いの必要性を痛感した。

△農地の売買により、田園風景が破壊されていく傾向がある。文化を守る心がほしい。

△山野、水源等の公益性を考慮してほしい。

△農村から多くの若い人たちが都市に就職してくるが、非常に定着がわるい、

その一因として、農村の親元から手紙などで、簡単に、職を変えさせるようなことが多くある。子どもの職業を正しく理解し、給料の多い少ない等で簡単に評価しないでもらいたい。

○都会の人が農村に出す手紙は、都会のよいことばかりであるが、都会のよくない部分についても伝えてもらいたい。また都会に就職していったものをイナカモノ扱いしたり、方言などのことでバカにしないでもらいたい。農村を訪ねる場合にハデな服装やお化粧は考えてもらいたい。都会に出ればハデな生活ができるかとあてがれ、若い人々は農村にとどまりたがらなくなる。

△方言については、農村の人の意識過剰ではないか。ハデな服装というが、華美というより、都会ではセンスがみられるので、そういう点ではないか。

農村出身の人が古里へ錦を飾るといふ気持ちもあるのではないか。

△せまいアパート生活から解放されて、レクリエーション気分になることがハデな服装になる、ということもあるだ

ろう。

△農業政策のヒズミや工業化のマイナスの面など、農家へのあたたかい政治の不足ということも根本にはあるのではないだろうか。

○昨年の東京の水キリン、また野菜の値段の高さなどを聞くにつけても、農家の生活のよさを痛感する。そして都市と農村との交流を密にして、お互いの利点を交換したい。

△近年、農家がたやすく土地を売る風潮がある。そして都会に出て、多額の土地代金を使い果たしハダカでもどつてくる例も聞いている。大金をにぎる楽しみはあるが、土地を手放すことは問題であろう。

渡辺リーダー助言

売る土地を持つ農家はいいほうで、三反や五反の土地にしがみついている農家が多い現実である。せまい土地を手放し都市の勤労者となっても老後が不安のため、そのせまい土地にしがみつ

いて安定感を保とうとしている。老後をみんなで見るといふ社会保障の確立が大切である。いま農村は三反五反の土地を守るために出かせぎ、土方に出る。老後を子どもに頼るといふ空想自体に問題はないか。

第二のテーマについて

○若年△中高年

○男女の交際などについては若くても目

分の行動に責任を持ってやっている。

誰と、どこへ、何時に、何をするのかなどと根柢り楽崩れされるとたまらない。大きい目で信頼してほしい。

△親は理解しよう、信頼しようとしている。若い人もそれに応えてほしい。また若い人のほうから仏滅にでも結婚式をするくらいに親を啓蒙してもらいたい。

○若いものだけで話し合う時は進歩的であるが、家族の中に入ると母親の意見などに妥協してしまう。古いしきたりにまけてしまうことも多い。

△いまの若い人は自分の行動に責任を持っていて、大丈夫とは思っているが、話もしてくれないで、勝手にコトをきめてくるのは下ギマギする。親がい

たらないといえるだろうか。

○お互いの理解について努力が必要だが親たちや老人も、生きてきたことに対して、もっと自信と誇りを持つべきではないだろうか。したがって老後の保障などについても、当然のこととして、もっと社会に要求してよいのではない

中里リーダー助言

部会でも老後の問題などについては、簡単に結論は出なかった。社会保障を完全にする意見が出ているが、たべることだけが保障されても十分とは思われない。

岡部リーダー助言

世代のズレは、いつの時代にもあった。しかし、とくに今日のような変動の激しい時代には、そのズレが大きくなり、老人と若いものとの間の相互理解が、よりむずかしくなっている。したがって互いに理解し合わないままにそっとしておく。敬遠しあう気持ちが強い。文化の伝統をつないでいくためには、かえってマイナスにはならず。老人と若いものは、もっとぶつかりあってよいのではなからうか。そのうえで相互の理解も生まれてくるのだと思う。全体的にみて社会的な連帯意識が欠けているように思われる。

小松リーダー助言

家庭の中で夫と妻が対等な関係でつきあうことができるように、自分は妻と同じ言葉づかいをすることを努めてきた。親子の関係でも、子どもと同じ言葉をつかい、成長するにつれて親子関係を友達づき合いに変えていこうと思う。同じ言葉が相互の理解を生む。世代のギャップをうめるには親が聞き上手になることだ。お互いに言語生活が違いうように、生きている世界が違う。同じ日本語でも、向こうが火星人ならこちらは木星人ぐらいに考えて、忍耐よく時間をかけるようにするのが大切と思う。

移動会議

*** 第一部会** 足立区の西新井第一団地を訪問した。ここは都内唯一の婦人だけの自治会活動が行なわれている団地である。新しい生活様式の最たるものとしての団地、そこにおける婦人のボランティア活動について、もようをきき、懇談を行なった。都心から約一時間、こじんまりとしたテラスハウスが一七四戸、住民約七〇〇人で、団地としての規模は小さいがかなり古い。会長の寺山氏から組織が生まれた過程や活動の状況について説明をきいた。

自治会は生活の必要から生まれた。公衆電話の設置や道路の改良の問題が発端となった。草創期の問題がいちおう解決して身近な日常問題が主となるにつれて、組織の運営は男性から女性に引き継がれた。活動は子どもの問題を中心に行なわれている。子ども会やサークル活動がさかんである。殺虫剤や草花の共同購入、団地ぐるみのごみ掃除、赤い羽根募金等のボランティア活動も行なう。町当局に交渉して、跨線橋の増設や成人学級を利用した団地と周辺の主婦の交流に成功した等の着実な取り組みが話された。会議員の中から、団地生活の新しいモデルや共稼ぎの保育の問題、選挙や商品売込みにもなる組織の悪用の問題が質問されたが、共稼ぎ世帯はない、生活程度がにかよっていきまじやらず弊

害は少ない。選挙運動や商品売込みについても組織が窓口となり、自治会活動の本筋からはずれぬよう言っていること述べられた。懇談のあと、手づくりのお料理を御馳走になり、楽しい訪問の一時を過ごした。

*** 第二部会** 財団法人芸芸館を訪問する。目黒区駒場の閑静な地に木造和風建築の美しい門構え。この芸芸館は昭和一年、柳宗悦氏を中心になり設立されたもので、日本各地に散在し、埋もれていた工芸品の美しさを再確認した人々の手により長い年月をかけ収集されたものが一般公開されている。主な仕事として日本各地及び外国の民衆的工芸品の収集、展示のほか、現代の地方民芸品の発見と紹介、生活と直結する新作品の生産などが行なわれている。

農作業の中で使用されたもの、味噌を入れた瓶、残り糸で織られた着物、色とりどりの指抜き等。我々の日常生活の中で、あるいは自分の家の台所でもまた見かけるようなごくありふれた、しかもすぐれた健康な美しさに満ちた品々が陳列されている。説明はしない方針というところを特に柳宗悦氏から民芸の美、個々の作品についての説明を聞き、今日の繁雑な世の中で、自分で物を作り出す創造的意志の働く場を持つことが大切であるという意見を伺い、日本の民衆の生活の中に長い伝統をもって作られてきた美しい工芸品の数々をあかす肌めながら、昨

日までの部会の討論の中での消費的娯楽のみに走るのでなく、生産的、創造的なよるこびの中に人間性を回復し、働くことに生がいを感じなければならぬといった話し合いと照らし合わせ、お互いになづき合うものがあつた。

*** 第三部会** 警視庁の交通情報センターならびにダイヤル一一〇番でなじみ深い通信指令室を訪問した。まず広報課の高崎巡査部長より、明治七年、はじめて警視庁が設置されてからの歴史ならびに都内八方面本部、九一警察署、一二八〇派出所にわたる組織の概要についてお話を伺ったのち交通情報センターを見学した。このセンターは都内の交通情報を収集し、交通渋滞の発生に際して早期解消をはかるために、昭和三六年、設置されたものである。センターの正面には都内の交通状況を示す大きな表示板がおかれ、都内の主要交差点二〇〇か所から送られる交通状況が四色のランプの点滅によって一目でわかるようになっていいる。同列の別の表示板には、表は都市の、裏には関東一円の交通の流れが表示されるしくみになっている。係官はこれに基いて、都内全般の交通の流れを調整し、さらにNHKはじめ五局によりラジオを通して都民に交通情報を提供している。

次いで見学した通信指令室は、昭和二三年に設置され、現在では一日平均約四五〇回、年末ともなれば約二〇〇〇回の電話による事件発生の際を受け付けている。都民からの電話を受けた指令室では、直ちに関係警察署、派出所あるいはパトロールカーに指令をとばし、事件の解決に急行するしくみになっている。最後に控室で質疑応答を行なったが、水ももらさぬ捜査にもかかわらず検挙率は七九%とのことであつた。

会議員から係官の方々の労をねぎらう花束を贈呈して警視庁を辞した。

戸外は相変らずの交通ラッシュで、生活と文化、文化と社会の関連について改めて考えさせられながら帰途についた。

*** 第四部会** 高田馬場にある社会福祉法人「日本点字図書館」を訪問した。この施設は昭和一五年に、六歳で失明した本間一夫氏（館長）の個人経営として出発したが、二七年には社会福祉法人となり、三三年からテープライブラリーも始めた。現在では各県の点字図書館に対して、中央図書館の役割を果たしており、点字図書二万冊の貸出だけでなく、年間一二〇〇の原版をおこし、九〇〇本以上の録音図書を製作している。

会議員は点字・録音図書の蔵庫や印刷室、製版室、テープの録音室などを見学した後、点訳やテープふきこみを行なっている奉仕者とともに本間館長と懇談した。短い時間ではあったが、点訳教育を受ける方法、朗読奉仕をしたいが、どこに連絡したらよいかなど熱心な質問があり、点訳奉仕活動などのボランティアサークルへの関心が深められた。

変化する婦人の地位

——科学者の立場から——

マリア・ゲバート・メイヤー



毎年、婦人週間には労働大臣の招待で、社会に大きな貢献をしておられる外国の婦人をお招きしています。本年の第十七回婦人週間には、一九三八年度ノーベル物理学賞を受けられた、マリア・ゲバート・メイヤー博士をお招きしました。博士は婦人週間の中央行事である第十三回全国婦人会議に出席され、開会式では祝辞を、また総会では次のようなスピーチをされましたのでここにかけます。

(写真：メイヤー博士)

した。

みなさまはいまこの週間を祝っておられますが、日本の婦人がはじめて投票をしたという記念すべき日をみなさまとともに祝いすることを以て、また世界中のすべての婦人にとって、これは大きな一歩前進であったのでございます。

アメリカ合衆国では、日本より少し前から婦人参政権がありました。また私の出生地ドイツでも同様です。しかし、いまでもまだ、女性が二流の市民のように扱われ、投票を許されないような西洋の国もございます。たとえばスイスがそうです。

一週間の短い滞在では、日本の婦人の地位について十分な意見をのべることはできませんが、お目にかかりました多くの聡明な、有能な婦人方には深い感銘をうけました。人口の比率からいえば、日本でもアメリカと同じくらい

本日、ここでみなさまにお話いたしますことをたいへん光榮に存じます。お招きくださいました労働大臣に、お礼を申しあげたいと思います。そして、私の日本滞在中に楽しかったものにしてくださいます。私は前に一度日本を訪れたことがございますが、それ以来、いつもこの魅力的な国にもう一度行きたいと念願しております。

多くの婦人が、政府や産業界の重要なポストについていらっしゃるようにお見受けしました。西洋の国々で、第一次大戦前に女性に与えられていた仕事といえば、看護婦になるか、あるいは女学校の低学年を教えることだけでした。ところが、たった五十年後の現在では婦人は男子と並んであらゆる職業に従事するにいたっております。

婦人解放には婦人が教育を受けることが必要です。私はゲティンゲンというドイツの小さな大学町に博士号をとるまで住んでおりましたが、すでに一九二四年のそのころ、私にとって男子と同等の教育を受けることがいかにむずかしいことであつたかを、いまでもよくおぼえております。

私はまだほんの小さな子供の頃から、自分が大きくなったら、結婚による扶養を頼りにせず、自分の力で生活の資をうけると、そのために訓練ないし教育を受けることが、当然のこととして自分に期待されていることを知っており、ました。日本では、女の子の将来に対する態度というものがやや違っているような印象をうけましたが、私の場合はそんなわけで成長するにつれ、私が大学に行って勉強するということについて、私自身も両親もなんの疑問ももたなかったのです。

ドイツでは、学校は男女共学ではありませんでした。私の住んでいた町には、男子のための大学準備校ともいふべきものが二つありましたが、毎年、二、三百人の学生が「アビトゥール」

つまりパスすればそれによって高等教育へのあらゆる途が開かれるという試験を受けました。しかし、ほとんどの女子は女学校を終えると勉強をやめてしまったのです。女子のための適当な予備校は全然ありませんでした。たった一つ「婦人参政権論者」によって維持されていた小さな私立学校があったきりでした。でも、これも一九二〇年代初期のインフレの影響で経営不可能になりました。

私がこの試験を受けた年は、女子がたった五人でした。その全部が合格しましたが、何百人の男子中たったの五人なのです！しかし、こんな不平等な状態が、その後まもなく変わったのは嬉しいことです。現在では、少なくとも中等教育において、ドイツの女子は男子と同じ機会に恵まれております。

一九三〇年の頃、ドイツは厳しい失業に見舞われ、婦人が適当な職を得るのはきわめてむずかしい状態でした。事実、結婚している婦人が仕事を得るなど道徳に反するように考えられていました。すべての職は家族を支える男子のものでした。そして、いまだに——この事はすべての国に通じると思います——資格のある有能な婦人が良い職を得ることは、それに等しく優秀な男性のそれに比べ、ずっとむずかしいのです。

私が一九三〇年、ヒットラーの立つ三年前にアメリカの化学者ジョゼフ・メイヤーの妻としてアメリカに参りましたのは幸いなことでした。ここでは婦人の能力に対する認識はずっと

進んでおりまして、女子大学や男女共学の大学も既に何十年も前からあり、能力のある婦人ならだれでもすばらしい教育を受けることができるとです。私がアメリカに着いた時は、ちょうど不況の真最中でした。その頃はだれも、ことにどんな大学も、教授の妻に有給職を提供しようとはしませんでした。ですから私は、何年間かまったく報酬を貰わずに、ただ自分が物理に携わることが面白いが故に働いたのです。そして私も、そのため余計にかかったパート・タイムのお手伝いさんの費用は、夫が亡くなった場合の保険だと考えました。

大体一九四〇年頃からアメリカは非常に大きな変化をしてまいりました。科学者の需要はぐんと伸び、有能で資格のある婦人はだれでも興味ある高給な仕事を見つかることができるようになりました。日本においても同様と思われるす。

科学者として申しますと、アメリカで科学の分野で仕事をしている婦人の数がこんなにも少ないことは、はなはだ遺憾なことです。私の東の間の日本訪問から、日本ではそれ程でもないという印象を受けました。カリフォルニア大学ラホイア校の大学院物理学部では、何百人かの学生中、女子は三人だけ、その中二人が日本人です。科学は実際、女性が研究するにはすばらしい分野です。物理は私にとって、他のいかなる研究より面白いのです。婦人が男子より能力が劣ると信ずる理由は何もありません。そして、聡明で高い教育を受けた婦人が科学に大きな貢

献をすることができないという理由もないのです。同僚の男子に比較し、専門職をもつ婦人が直面する問題が一つあります。いかなる女性も充実した人生を欲し、結婚し、子供を持ちたいと思ひます。多くの婦人は、不幸にして、この問題をすべての職業活動をやめ、妻として母として生きることと解決します。これが大学の教授たちによつては女子が大学院にはいるのを反対している理由でもあるのです。結局、高い費用をかけて受けた特別の訓練がまったく無駄になると感じるからです。

結婚しているからといって仕事を諦める理由はありません。仕事のいくらかは家庭にもって帰ってすることができるとしよう。そして、もし子どもが小さいうち何年間か、やむをえず活動ができない場合は、少なくとも自分の研究分野について行き、新しい進歩を見逃がさぬようにすべきだと思います。そうすれば、いつでも仕事をとり戻すことができるでしょう。子どもというものは、まったく、あつというまに大きくなってしまいます。そして成長したかれらが家を去ってしまった後もなお、むくいられる人生があるのです。もちろん、子どもと専門の仕事と一緒にしていくことは容易なことではありません。所詮、子どもは母親が必要なのであつて、それを知りつつ子どもと科学とどちらに忠誠を尽すべきかその葛藤から感情的に張りつめた気持ちになります。私はこうしたことを十分に経験してまいりました。しかし、子どもが成長したあかつきにはわかってくれ、科学者である

母を持っていることを誇らしく思うでしょう。

既婚の婦人が職業を続けて行くためには、より多くの要求を夫にすることになるでしょう。

その場合、結婚はもし夫婦がまったく別の分野のことにをし、互いに相手が何をしているか理解できないようであれば、成功しないようです。

科学者である妻は理解ある夫を必要とします。

手短かにいえば、科学を職業にもった婦人に合う夫は科学者というわけですね。もし、いつも私の仕事を励まし、また科学の諸問題を話合うことのできる理解ある夫がいなかったならば、私を得たものは達成されなかったでしょう。

私が一九五四年に主人と日本にまいりましたとき、ある日本の科学者のご夫妻と「科学者と結婚しても幸福になる方法はないか」ということについて話し合いを求められたことがあるのですが、そのとき私が、「それは理解のある夫をもつことだ」と申しましたら、その奥さまが、「あるいは理解のある姑をもつことだ」とおっしゃいました。

日本は数々の優秀な科学者を世に送り出しましたが、今後は婦人の中からも多くのすぐれた科学者が出られるように希望しております。

おしまいに、日本および他の国々の若い婦人の方々に、何か助言を求められたら、次のように申し上げたいと思います。

できるだけよい教育をお受けなさい。大学にいらしたら、学士号なり博士号なり、学位をおとりなさい。学位というものは、人生において、だれもあなたから奪うことのできない

い数少ないものの一つです。

結婚し、母となっても、あなたの職業に少なくとも関心をもち続けてください。

豊かな教育を身につけた有能な婦人——すべての国がもっとも必要とするこのような市民となってください。社会の変化のほげしいこの時代に、あなたはどのようにして、現代の世界の新しい社会づくりに大きな貢献をすることができましょう。

本日お集まり下さいました多勢の方々にお礼をのべさせていただきます。どうもありがとうございます。

マリア・ゲバート・メイヤー博士略歴

一九〇六年

ドイツのカトウイッツ（現在ポーランド領）に生まる

一九三〇年

ドイツ、ゲッティンゲン大学より物理学博士号を取得

一九三〇年

ジョセフ・E・メイヤー氏と結婚
現在一男一女あり

一九三〇年

夫君とともにアメリカに渡る

一九三三年

アメリカに帰化

一九三一年—三九年

ジョンス・ホプキンス大学にて研究員

一九三九—四六年

コロンビア大学にて講師

一九四二—四五年

サラ・ローレンス大学にて講師

一九四六—五九年

シカゴ大学アソシヨ・フェルミ研究所員

一九六三年二月ノーベル物理学賞を受く
メイヤー博士は原子核の殻構造理論の発見によってノーベル賞を得たのであるが、物理学の部門での婦人のノーベル賞受賞は一九〇三年のマリー・キュリー夫人が最初であり、六〇年をへたてて、メイヤー夫人が右の業績によって二番目の受賞者となったものである。

（お話しつづき）

も、はいつてまいります。それをどう受止めるか、その受止め方に、私たちの賢明と知恵と意志がはたります。しかし、できることならば、さっきの落下式簡易水道のように、しかしながら、それがもっと大きな、世界的な規模で、私たち日本人の創意がはたらいた結果として、根本的なものが生み出されてきますならば、それこそいちはん願わしいのであります。こうした自主的な活動の中で、自分自身を頼りとする活動の中で、はじめて生活の落着きが出てまいりますし、心の平安が出てくるのだと思います。たいへん大まかな話ですが、これが私どもの今後の心がけであろうと考えます。短いお話にもかかわらず、大変ごたごたいたしまして、さぞお聞きづらかったらうと思います。どうか、この一両日、皆さまのご勉強を祈りまして、ここにご清聴を感謝すると共に、所感文の皆さまに特に敬意を表する次第であります。

（評論家・第十三回全国婦人会議選考委員会委員長）

校 理工学部教授

第十七回婦人週間に 外国からおくられたメッセージから

第十七回婦人週間には例年のとおり外国の婦人団体や有識婦人から多数のメッセージが送られてきました。三十八か国から寄せられた約百二十通の中からいくつかをえらんで紹介します。

*アフガニスタン婦人協会より

遠く古代から現在にいたるさまざまな社会の変化の中で果たされた婦人の役割はまことにめざましいものでした。母としての婦人はその大切な使命を守りとおし、人類の物質的、精神的進歩のために生涯をささげてきたのです。婦人が人類の歴史の変転の中で、また、その時代のさまざまな文明のもとにおいて、その役割をみごとに果たしたと同じように、現代文明の形成と発展のためにも婦人はその役割を果たすことと信じます。かつては重要な経済分野とみなされた小工業の中の婦人の役割は、大工業と技術革新の今日の世界にあっても、やはり生かされていくにちがいありません。

アフガニスタンの婦人はまた、いまや婦人は地球上、宇宙間を問わず、一切の活動に、重要な役割を果たさなければならぬことを信じております。

現にこれらの任務を婦人は男子と並んで果たしているのですが、しかし、婦人は科学・技術・経済・社会サービス分野の活動に参加する一方、自己の存在の基本的な目的、つまり子女の養育という使命を軽視することはできません。社会が健全な変化をとげるためには、健全な心と体が必要だからです。健全な社会を守り育てることは一に婦人の力にかかっているといえますよう。

アフガニスタンの婦人全体に代って、このメッセージと心からの祝辞をお送りするとともに、不動の平和と国際友誼への祈願をこめて、日本と全世界の婦人のしあわせと成功をおいのりいたします。

*ガテマラ、レオナ婦人委員会より

日本の婦人が参政権獲得の記念の日を大きな喜びをもって祝っておられる

輝かしい時にあたって、すぐれた日本の婦人方にひろくどくようにと願いながら、ご挨拶を送らせていただきました。参政権とは、祖国が堅実に発展するにあたっての、正当な克服のための正しい権利であり、立派な戦いを通して協力の機会をうるための正しい権利であります。

ガテマラのレオナ婦人委員会は、婦人団体市民同盟のメンバーとして、みなさまでがたに、深い同感と心からの祝いを表明いたします。そして婦人週間祝典の興味おかい諸計画が成功をおさめるよう、切にお祈りいたします。高い敬意と評価を捧げてごあいさついたします。

*ガテマラ市ロタリア婦人委員会より

ガテマラ市のロタリア婦人委員会の名において、貴下に丁寧な敬意を表するためにこの書かんをしたためます。とは、私の大きな喜びでございます。そして私は、一九四六年四月十日に日本婦人が参政権行使した日を記念して行なわれる婦人週間の祝典に当たり、私どもの熱烈なお祝いをお送りいたします。

このような記念すべき祝典を契機として、日本婦人における種類の成功

を予測するとともに、私どもはそれに非常な尊敬を以て同意を表するものがあります。

*イラン婦人団体評議会会長アシユラフ・パーラヴィ女王より

意義深い婦人週間にさいして、イランの婦人全体に代り、また私個人として、日本のみなさまに、心からお祝いを申しあげることとをうれしく存じます。

イランの私どもは皆様の今日の祝典にとくべつの関心をおぼえております。と申しますのは、イランでは昨年はじめて婦人が国会議員に選出されるということがありましたし、その上、過日イランの首都テヘランで開催された国連の婦人の地位委員会第十八回会議が、婦人解放や両性の完全な平等に関するいくつかの意義深い決議の作成を終えて幕を閉じたちょうどその直後に皆様の婦人週間が開催されたからです。このうれしい偶然の一致こそ、急激に変動する世界の中で、アジアにおける婦人のイメージが時の要求にこたえて一様に変貌をとげつつある事実を物語るものではないでしょうか。

人類の歴史に深く根をおろした両性間の不幸な葛藤は、いまや徐々にしかし顕著に消滅しつつあります。とくに

このことは家族生活と社会生活についていえることで、これらの分野では婦人が次第に大きな責任を負うにいたっており、男女間の正当な機能分担は合理的終局の姿へと着実に進みつつあります。

また、今年みなさまがテーマとしてお選びになった変動する社会における文化と婦人の役割の問題は、イランの婦人たちにとってとくに関心の深いもので、私も国王陛下の御指揮のもとに着手した文盲撲滅のための全国運動に積極的に参加することを決定したところです。

この問題に関する世界会議が、今年九月ユネスコの主催で、イランのテヘランで開催されるはずですが、この会議によって加盟諸国の社会・文化生活の中での婦人の貢献の重要性がさらに強調されることと思います。

この急速に変動する現在の世界情勢の中では、先進国・後進国を問わず、いかなる国といえども、進歩の果実を国の利益にとりいれるためには、人間資源の十分な活用が急務となつています。

アジアの婦人たちは時として自己開発のおくれから基本的権利の獲得にも後れをとってききましたが、今やどの国の婦人たちもその前途に重大な任務を負っております。

皆様の話し合いが、われわれアジア全地域にとって意義深いものとなることを確信しつつ、お仕事のご成功を心よりお祈りします。

レバノン、パレスタイン・アラブ婦人同盟

日本の婦人が参政権の平等獲得を記念して催される第十七回婦人週間にさし心からのお祝いを申しあげます。

日本婦人に前進の一途をお祈りするとともに、すべての活動において、とくに国会において、やがて婦人が婦人にふさわしい地位を占められる日が来ることを期待いたします。

ここレバノンでも、婦人は権利の平等を獲得したものの、また議席に席を占めるまでには至っていません。しかし婦人団体はこの願いを実現するために懸命に活動しております。

くり返しお祝いを申しあげるとともに成功をおいのりします。

ナイジェリア婦人団体協議会より

第十七回婦人週間にあたり、日本の皆様にご挨拶を申しあげます。婦人週間の起源は大変意義深く、また文化と婦人の役割についての今年のテーマは後進国の婦人が非常に重要視している

問題です。新しい課題に当面しながら急速に変動する社会は、伝統的遺産の中の最良のものと現代文明の導入する新思想の中のすぐれた部分と、その両方を基盤として新しい文化を発展させるために婦人の貢献を必要としています。文化とは、基本的な意味で生活のしかたであり、社会の土台とみなすことができません。現代思潮偏重のあまり、長い年月を経てきた伝統を、みさかいなく一掃する弊を防止すること、母として家庭形成者としての婦人の重要な任務であると思います。

ナイジェリアの婦人団体協議会は、日本の皆さまの過去の業績をたたえ、とともに、第十七回婦人週間の成功と今後の御発展をおいのりします。

タイ国全国婦人協議会より

第十七回婦人週間にあたり、タイ国全国婦人協議会中央委員会から、日本国民のみなさま、とくに婦人の皆様の御発展を祝してごあいさつをお送りしたいと存じます。

私もタイ国の婦人はだれもがすべての国の平和と繁栄を心から願っており、また私たちは、婦人が世界情勢の改善と各国の国民生活の向上のために重要な役割をもっていることを信じております。私も男女の機会均等

を擁護します。また文化遺産の保存を大切に思い、社会各層の人々にその当然の権利を享受させることが必要だと思います。私たちは、男女は家族・社会・国家の生活の中で相互に補いあうものだと思ひます。男は女が、女は男が、そのもつとも得意とする役割を果たすことを認めなければなりません。男子は婦人がそのもつ英知を役立たせる機会を拒否してはならず、婦人は自然が男子に与えた力と強さを認めなければなりません。つまり男女は競争するのではなく、たがいに協力すべきだと思ふのです。

日本婦人の皆様、その任務と真剣にとり組まれ、すでにとげられた進歩の上に立って、自分の生活や国民生活を守り、かつ改善するために熱心な努力を払われていることに對して、この機会に祝辞を申しあげ、皆様のお仕事によりいっそうの繁栄と前進を祈つて、タイの婦人からのご挨拶といたします。



カウンスリングの理論と技術

(1)

佐 柳 武

私は現 心を払っております。職業安定局の出先
在、職業 には一万三千人の職員がおり、そのうち
安定局の 約三千五百人が就職求人者と直接接
業務指導 する仕事をしていいますが、私はこれらの
課で仕事 職員が特に対人関係業務の中心となるも
をしてい のであるので、その訓練を重視し、その
ますが、 人たちの指導を約十年ほど前から行な
その仕事 てきましたが、とくに最近では法律によ
は一口に って就職促進指導官——カウンセラーが
いて、 全国の安定所に配置され、その養成も手
全国五〇 がけてまいりました。私は今までの研
〇余の公 修の計画をたてたり、必要なテキストを
共職業安 つくり、また、研修を行ったりする場
定所にお 合の基本的な考え方として、要するに、
ける職業 これら対人関係業務は単なる事務ではな
紹介であ く、心理学的要素も多い業務であるので、
ります。 業務にすじみちを立て、質的なレベルを
その対象 高めるためには、必要な限度において学
問的原理や理念を公務の業務にも活かす
ことは非常に大切だと考えています。す
なわち、従業員の募集・採用・配置及び
従業員の問題の処理などに、心理的な相
談の技法や調査、テスト、職務分析など
を活用することなどです。

私どもは職業安定法の精神に立脚して
産業及び社会一般に対する奉仕活動を具
現するために、職業指導や職業紹介にし
ても、あくまで人が人を扱うという考え
方から、担当者の教育・訓練に大きな関

かなり広く、浅く、この種の技術を手
がけた関係で、特にカウンスリングの技
術そのものについて自信をもって御説明
はできないわけですが、私なりの経験の
中から与えられたテーマについてお話し
したいと思ひます。

1 賃金労働者の意識

第1表 現在の勤めについての
気持 (勤務継続意志)

	中学校		高等学校	
	男	女	男	女
長く勤めたい	52.6	49.4	49.0	38.7
現在勤めている所で別の 仕事に変わりたい	11.1	9.6	11.5	11.8
やめたい	3.9	4.6	5.9	5.9
わからない	32.5	36.4	33.6	43.5

(職業安定局一39年、就職後の補導調査)

第2表 勤務継続意志

		(できるだけ) 長くいたい	(できれば) 変わりたい	はっきりした 気持はない
合 計		44%	35%	21%
産 業 分類別	製 造 業	42	37	21
	そ の 他	49	30	21
企 業 規模別	9人以下	52	34	14
	10人~29人	57	27	16
	30人以上	37	38	25
勤 続 年数別	1年以内	48	32	21
	2年以内	41	35	24
	3年以上	37	46	18

(婦人少年局一39年、年少者の生活と意識に関する調査)

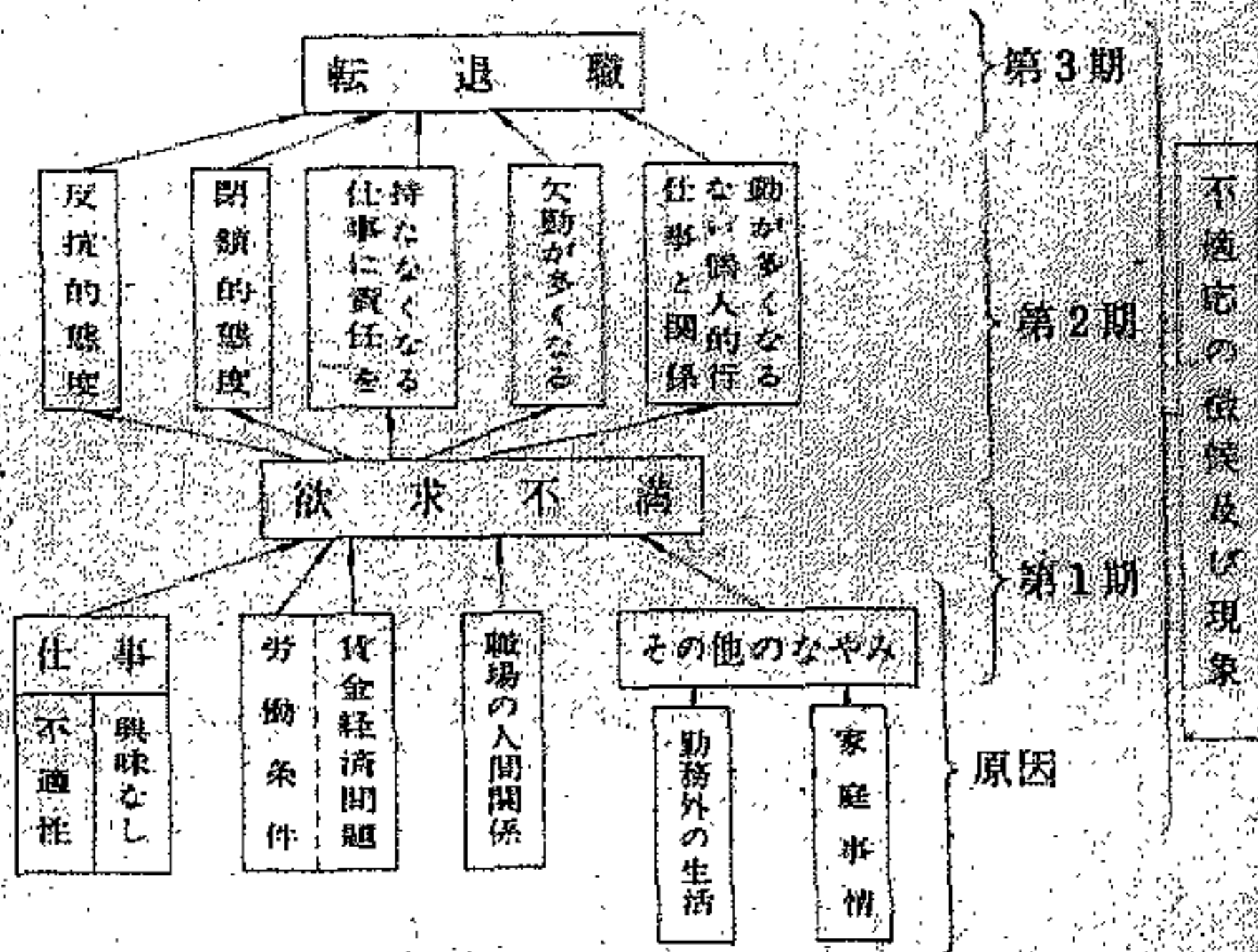
第一に、賃金労働者の意識について、
データによってお話しいたします。それ
はまた、産業カウンスリングの必要性を
実体的なデータによって裏付けることに
なるのではないかと思ひます。
職場の人間は、その組織の目的とする
方向、組織の要請する内容を果たす義務
を負わされていると同時に、その人個人
の欲求、目的というものをもちていま
す。また同時に、その個人は、集団と仕
事という二つの側面から規制され、集団
をはなれての個人は存在しないし、集団
との関係において個人を理解することが
必要である。さらに、個人の問題は仕事
との関連において考慮しなければならな
いのであります。

つぎに勤務継続意志という面からみ
てみましょう。第1表は、現在の勤め
についての気持を、職業安定局で全国
的に調べたものであります。調査対象
は中卒者一八万人と高卒者二万人であ
ります。この表でいえることは、現在の
勤務に今後長く勤めたいという人が半数
にみならず、勤務に何らかの不満をもち、
「やめたい」という人と、「わからない」
あるいは「別の仕事に変わりたい」とい
う人を加えると全体の四割をこえるとい
うこととであります。

さらに、規模別に見ますと、中卒・高
校卒ともに規模の大きいところほど長く
勤めたいという人のパーセンテージが低
くなっています。

第2表は婦人少年局が昨年調査したも
のですが、ここでも、「できるだけ長く
いたい」というものは全体の半分に達し
ていません。はっきりしない気持のもの

第1図 転退職の原因とその過程



の、できれば変わりたいというものがかなり占め、先の調査と傾向は一致しています。

さらに第1図は転退職にいたる過程を表わしたものであります。勤務継続意志に阻害要因として働いている不満というものには、仕事に興味がないとか、労働条件、職場における人間関係、家庭生活などから派生する悩みなど、いろいろあると考えられます。そして、欲求不満は、反抗・閉鎖的な態度、仕事についての無責任、欠勤の増加などの形で表われ

てまいります。そうした不満は、第一期的なものとして、企業に影響を及ぼすような不満があげられますが、この第一期的な段階において把握される不満はなるべく早く発見し、除去しなければなりません。これがさらに進んでいきますと、どうにも解決し得ないところまでいってしまいます。

次に不満の原因を考えてみますと（第1図参照）いろいろのことがわかりますが、最近の新規採用者の賃金上昇に伴ない、賃金の不満よりも職場の設備、環境に不満をいだくものが多くなっています。

第3表においては、企業規模の大きい所に不満を示すものの率が高いという結果が出ております。それらのことについて別な観点からいろいろと分析しているのが、第4、5表であります。

年少労働者の不満の原因には人によってちがいがあろうが、就職前の指導がいかに必要であるかもこれらの表によってよくわかります。子供たちはま

第3表 事業所規模別にみた勤務条件に不満な者の比率

	中 学 校			高 等 学 校		
	~14人	15~99人	100人~	~14人	15~99人	100人~
仕事の内容	6.8	11.4	17.1	8.6	13.8	19.4
労働時間	12.1	12.7	13.0	13.9	19.7	23.1
賃 金	8.5	14.3	17.4	12.2	19.0	23.8
職場の設備環境	10.8	17.1	18.6	10.7	26.0	26.0
厚生施設	12.6	17.4	17.1	11.2	28.4	22.5

（職業安定局一前掲）

第5表 就職後3か月頃の悩み・不満

就職前の期待とちがいがあつた	31.8%
自分の頭の程度からみて、やさしすぎる	26.7
自分の頭の程度からみて、難しすぎる	6.2
毎日の仕事がつらい	14.2
同僚とうまくいかない	8.6
上役とうまくいかない	6.3
自分の健康や体力からみて無理だ	6.2

（広島県）

第4表 不 満 事 項

	合 計	給 料	労働条件	職務内容	人間関係	職場のその他	衣食住	余暇利用	その他
		%	%	%	%	%	%	%	%
産業分類別	製造業 その他	25 9	22 30	21 14	12 8	22 13	13 6	3 2	6 13
企業規模別	9人以下	6	28	17	12	15	4	2	9
	10~29人	10	25	19	18	15	7	1	11
	30人以上	27	23	19	10	21	14	4	8
勤続年数別	1年以内	19	25	18	8	16	13	3	9
	2年以内	21	28	13	15	22	8	1	9
	3年以上	21	19	30	14	23	9	5	7

（婦人少年局一前掲）

期待が外れた場合に、不満の芽はえがあらうということがいえます。例えば、仕事についての正しい理解ができなかったために、仕事が辛いとが易しすぎるとかいうことにもなります。子供の場合には、直接的には家庭の影響、学校の指導、あるいは安定所がどのような指導を個人に与え、就職までのプロセスでいかに適切に現実的な指導をしていくか、さらに、一般社会や地域社会の影響がどのような刺激として与えられているか、などによって結果はデリケートに変化することとを考へるべきでありましょう。

職場における個人の問題を考へるときには、企業の労働条件、労務管理、人間

第6表 中卒者の不安や苦しみ

	男		女	
	最初	現在	最初	現在
人間関係	11%	6%	17%	5%
労働条件	37	60	36	51
仕事の内容	44	23	40	33
その他	8	11	7	11

(栃木県佐野中 川竹氏)

第7表 高校における知能と13年後に就いている職業との関係

職業水準	知能指数平均
専門的職業	115
管理的職業	108
書記的職業	104
技能的職業	99
準技能的職業	97

(プロクター 1937年)

職業の不適応を
 ほとんどの労働移動率が高いということになっ
 ています。しかし、
 これは一概には言
 えないことだと思
 います。国鉄労働
 科学研究所の調査
 で、事務員の採用
 時の知能検査成績
 と労働移動率との
 関係をみると、

第8表 仕事の難易と労働移動率の知能程度との関係

区分 仕事の難易度	労働移動率	
	知能110点 以上の者	知能80点 以下の者
A(最も難しい)	41	66
B	53	58
C	72	60
D	100	62
E(最も易しい)	100	37

(ビル 1923年)

第6表は、中卒者の不安や苦しみにつ
 いてのデータであります。ここで最初の
 不安としては、仕事に対する不安が多い
 が、三か月後には労働条件の辛さや苦し
 みが多くなってきたことを表わして
 おり、このように、同一個人でも、本人
 の主観に変化がおきてくることの方が
 える面白い調査です。

2 職業と知能

関係、個人と職務との関係などとも
 に、関係機関のそれまでの指導、家庭及
 び社会環境などのほか、さらには個人の
 パーソナリティ、能力などのファクター
 を考えなければならぬわけですね。重要
 なことは、およそ個人は、決して固定的
 なものではなく、個々人ごとに質を異に
 したプラスティックなものであるだけ
 に、個人を理解するためには、多角的な
 面から総合的に、全人的に理解する必要
 があるのです。

もたらす要因には多くのものがあります
 が、その中で個人の持っている要因とし
 て、知的なあるいは能力的な要素、パ
 ソナリティ的な要素、そして環境的な要
 素があげられます。
 仕事に関連する能力は、知的な能力、
 精神的な能力と運動機能的な能力に大別
 されますが、ここでは、はじめに知的な
 能力(知能)から説明をしましょう。さて、
 知能と職業の関係ですが、アメリカの調
 査で次のような結果の出たものがありま
 す(第7表)。これは、類型化されたあま
 りにもきれいにまとめられた感じがしな
 いかもしれませんが、ともあれこの結果か
 らいえることは、それぞれの職業は、そ
 の従業者に対して要求する所要の特質の
 なかで、ある程度知能に依存しているも
 のだということです。

アメリカのギェリとブラウンという人
 がバス運転手について六か月以内の労働
 移動率と知能検査成績との関係を調べた
 ものによりますと、知能得点の低いもの
 ほど労働移動率が高いということになっ
 ています。しかし、
 これは一概には言
 えないことだと思
 います。国鉄労働
 科学研究所の調査
 で、事務員の採用
 時の知能検査成績
 と労働移動率との
 関係をみると、

アメリカのギェリとブラウンという人
 がバス運転手について六か月以内の労働
 移動率と知能検査成績との関係を調べた
 ものによりますと、知能得点の低いもの
 ほど労働移動率が高いということになっ
 ています。しかし、
 これは一概には言
 えないことだと思
 います。国鉄労働
 科学研究所の調査
 で、事務員の採用
 時の知能検査成績
 と労働移動率との
 関係をみると、

T—運動速度 P—指先の器用さ
 M—手腕の器用さ
 能力的なファクターの中で、知的能力
 は決してオールマイティではないこと。
 また、個人の能力は一般的にいつて、そ
 れらの個々のファクターの働きが均
 斉ある状態ではなく、人間には得意なも
 のと不得意なものがあり、そこから個人
 の適職の違いが出てくるということを理
 解していただかねばなりません。能力を
 構成する全てのファクターが高くなけれ
 ば立派な職業人になれないというのでは
 ありません。単純な現場の仕事には数種
 のファクターだけで良いといえます。職
 業の中にはわずかのファクターだけでで
 きる仕事があり、数からいえば圧倒的に多
 いのです。ジョブという概念で日本全体の
 産業の職業の種類を分類いたしますと三
 四、〇〇〇と五、〇〇〇になります。が、
 このうち過半数の職種はG(知的能力)
 というファクターは特に考慮することな
 くできるというのでしよう。

適材を適所に、いかにえれば、従業者
 の職場配置については、皆様が一番苦勞
 されておられることのひとつだと思います。
 個人の能力を把握するにあたっては、な
 るべく客観的に測定する方法として、標
 準化されたテストを用いることがよいの
 ではないかと考えます。個人の能力をど
 の程度、仕事との関係において客観的に
 評価し、これを監督者が参考にしながら
 (以下ページ下段・中につづく)

勤労青少年の教育の振興と 福祉の増進について

——第21回青少年保護育成運動によせて——



中央・地方青少年問題協議会の主催により、青少年をめぐる諸問題に対処する啓発活動として『青少年保護運動』が、例年、全国的に展開されてきたが、本年度はその第二回目を迎える。

この運動が他の運動と趣を異にしている点、その実施期間を毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの一年間とし、また、その実施期間中五月一日から三十一日までの一月間を特に『青少年保護育成運動強調月間』としていること、これは他の運動に見られない特徴といえる。

この五月の強調月間においては、こどもの日、母の日、児童福祉週間等の諸行事と関連をもたせ、それぞれの行事が円滑かつ効果的に実施できるよう十分な連絡調整が行なわれた上で実施されることはいままでもないが、本運動は年間を通じての運動でもあるので、法務省主催の『社会を明るくする運動』（七月）、労働省主催の『働く青少年者の保護運動』（十一月）等、関連のある他の全国運動とも緊密な連携を保ちつつ効果的な実施が図られるのである。

本運動の目標は、年々、青少年の現状に応じて設定されており、本年度の目標

- 1 健全な家庭づくりとよい社会環境を
- 2 勤労青少年の教育の振興と福祉の増進
- 3 青少年の非行防止

の三項目で、これに向かって必要な諸方策を推進し、高い知性と能力、豊かな情操、たくましい意志を身につけた青少年の育成を図ろうとするものであるが、本稿では特に第二にかかげられた『勤労青少年の教育の振興と福祉の増進』について詳説することとする。

現在、十五歳から十八歳未満の就業者は約二二一万人と推定され、そのうち労働基準法適用事業場に働く青少年者は約一五二万人である。最近の急速な経済社会の変容を背景として、これら年少労働者をめぐる諸問題としては、最近の若年労働力の不足を反映した年少労働者の安易な離職と質の低下、技術革新を反映した作業態様の変化に伴う年少労働者の仕事に対する興味・意欲のそがれ、人間関係の稀薄化などの傾向がみられるほか、各種の欲求不満、心的緊張、葛藤等から職場内外における生活に適応できなくなるケースもあり、これらの諸問題に対処

する必要があるのである。

もとより、年少労働者は心身ともに成長の過程にあるものであり、その健全育成のためには使用者を始め地域社会が深い理解と暖かい愛情をもって特別な配慮をなす必要があることは言うまでもないが、これを本運動目標にいう勤労青少年の教育の振興について言えば、最近の高校進学率の上昇傾向と考えると、勤労青少年のための後期中等教育・職業訓練等の整備拡充は時宜を得たものと言える。しかし、さらに一歩進んで言えば、教育訓練の場を提供することのみでは十分に目的を果たしたとは言えず、さらにそれを利用し得る余暇を与えなければならぬのであって、そのためには労働条件の改善向上が前提として必要となるわけである。

また、勤労青少年の福祉の増進についても、最少限、労働条件の適正化、労働環境の整備等が必要であるが、さらにこれらの改善向上のほか、人間関係の確立も必要であり、職場内外の良き福祉施設の確保も必要であると思われる。

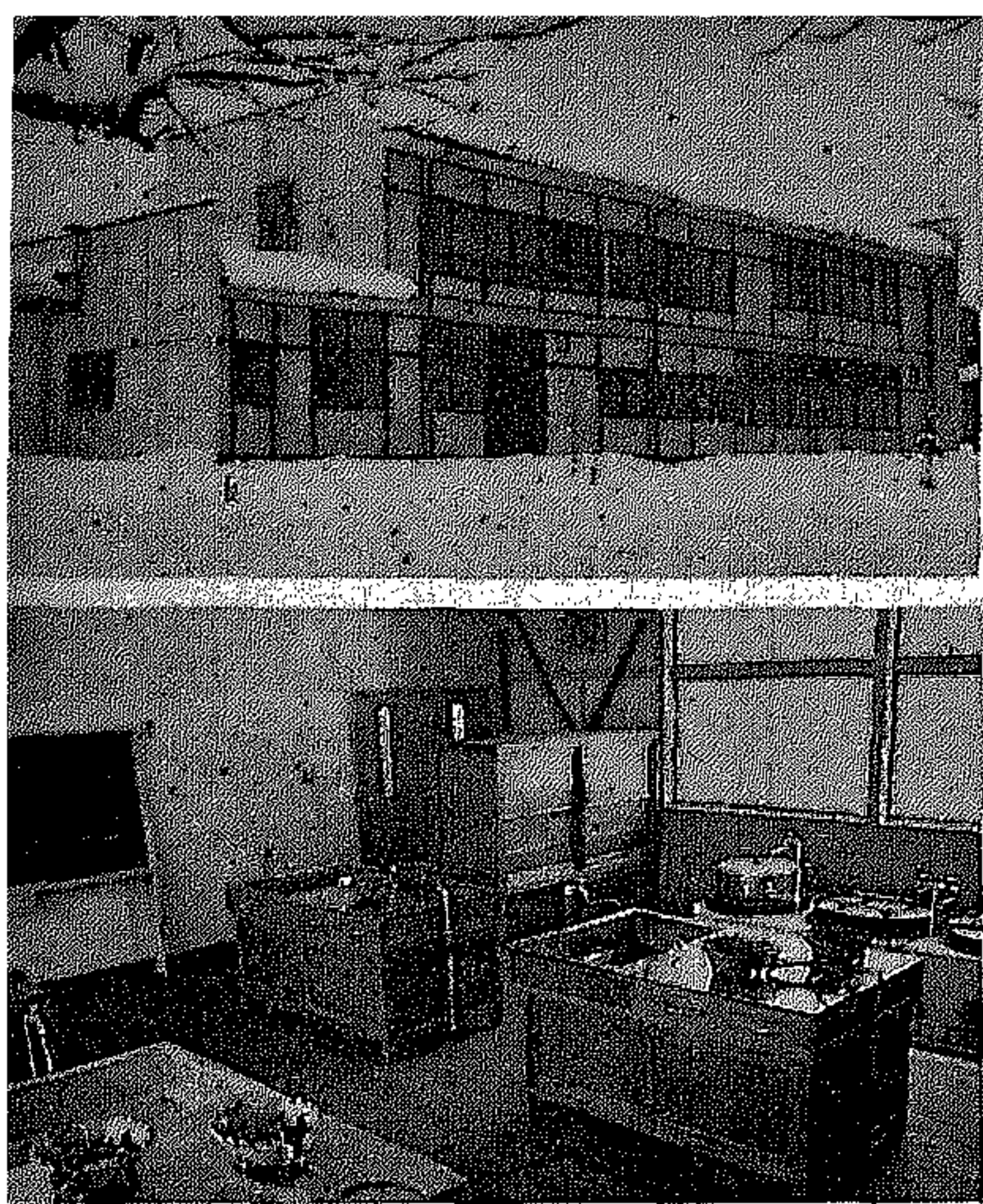
こういったことから、本運動の実施要綱は『勤労青少年の教育の振興と福祉の増進』という目標に対し、具体的に次のように運動実施要領を示している。

技術革新を軸とする経済社会の急速な変容を背景とする作業態様の変化、人間関係の稀薄化等を考慮して、心身ともに成長の過程にある勤労青少

年の労働条件、労働環境を改善するとともに、その教育訓練の機会の拡充、福祉の増進のため、適切な措置を講ずる。

農業に従事する青少年に対しては、農業生産力の動向、農業人口の流出等にかんがみ、農業後継者の養成が急務であるので、その育成をはかる。

- (1) 一般教養並びに職業、技術、技能を向上させるため、勤労青少年が定時制、通信制高等学校、各種学校、青年学校、勤労青年学校、社会通信教育、職業訓練、経営信習農場、農村青年研修館、農業専修学園、産業開発青年隊等を積極的に利用できるようにすること。
- (2) 主として中小企業に働く年少労働者の各種の悩み、不満等の自主的解決を援助して、企業またはその団体を主たる対象として、職場内外の生活への適応と人間成長を高めるため産業カウンセリング制度（産業人事相談制度）の普及導入およびその活用をはかること。
- (3) 勤労青少年が余暇を利用して、教養を身につけ、健全な趣味娯楽、スポーツ、レクリエーションを奨励するよう、勤労青少年ホーム、青年の家、青年会館、公民館、スポーツ施設その他の施設の整備拡充とその活用をはかること。
- (4) 勤労青少年が余暇を有効に利用するため、青少年団体に参加し、ある



“見附市働く婦人の家” 開設

いは自発的なグループ活動を活発に展開できるよう、その育成助長をはかること。

(5) 農業に従事する青少年が農業に希

望と自信をもって従事できるように

環境および条件を整えらるゝとにも、

すぐれた農業後継者たらしめるよ

う、その育成策を積極的に推進する

こと。

以上、第二回青少年保護育成運動に

よせて『勤労青少年の教育の振興と福祉

の増進』について触れたが、わが国の将

来を担う青少年の健全育成は、われわれ社会一般の連帯責務であることを自覚し各位の御尽力を希望してやまない次第である。

昨年来、新潟県見附市に

建設が進められてきた働く

婦人の福祉施設補助事業で

ある「働く婦人の家」がこの

ほど完成、去る三月七日開

館式が挙行された。地元の

人たちが寄せる多くの期待

の中で全国で第十一番目の

働く婦人の家が発足した。

見附市は、新潟県下有数

の繊維工業地域であり、先

染合繊維物の特産地として

知られている。三〇〇人未

満の中小企業が多く、働く婦人の数は、

約二一、〇〇〇人、その中で繊維工業に

働く婦人は、その半数を占めている。最

近の若年労働力の不足は、見附市におい

ても同様で、繊維工業に従事する婦人労

働者の平均年齢は、三〇歳以上であり、

既婚婦人が多数を占めているのも特色で

ある。又、農村から「冬働き」として季

節的に冬期間だけ働く婦人も多い。この

ように、主婦の労働力に依存しなければ

ならない地域の実情の中で、働く婦人の

福祉を考慮し、国庫補助事業である「働

く婦人の家」の建設が、市当局、ならび

に、地元の人達の熱意

と努力により実現し

た。見附市の働く婦人

の多くは、農業従事者

として、又、雇用労働

者として、育児、家事

負担等の問題をかかえ

ている。これらの婦人

が、この施設を、休養

や憩いの場として、ま

た教養を高める場とし

て利用することはもと

より、家庭を持って働

く母親連の家事労働や

育児の負担をいくぶんでも軽くし、彼女

達が安心して働ける施設を設けたいとい

うのが、市当局の願いでもあった。

当施設の概要を紹介すると、建設に要

した総工費約二、三〇〇万、敷地二、〇

一五平方メートル、建物は簡易耐火造

り、一部二階建てで、市中央部の閑静な場

所に設けられ、公民館学校が隣接し、利

用にも便利な恵まれた環境である。

玄関に入ると、一階は事務室、割烹

室兼給食室・相談室・浴室、二階は、会

議室兼談話室・和室(二間)兼宿泊室とな

っている。この設備の中で、料理の講習

はもちろん、和室では茶の湯・お花・洋

裁ができるように道具も整えられてい

る。談話室では、スピーカーから流され

る楽しい音楽に耳をかけたむけたり、テレ

ビや読書でひとときを過ごすことがで

るのも、大きな魅力である。また暖房

設備もほとんど整えていて、雪囲のきびし

い冬を、暖かい部屋の中でくつろげるよ

うに配慮されている。暖かい柔らかな

気がこころを訪れる婦人たちに安らぎを

与え、明日への希望とエネルギーをたくわ

える場所になることが期待される。

また、保育施設も設けられ、遊戯室兼

レクリエーション室・保育室(二)・乳

児室(一)、それに医務室も完備されてい

る。この保育室には幼児六〇名、乳児一

〇名を収容することができ、三名の保母

さんがそれぞれ保育に当たる。

給食制度もっており、働く母親が、

現在当面している大きな悩みを緩和する

ことに大いに役立つことと思われる。

これらの設備のもとに、今後、生活相

談・健康相談、そして余暇の活用等、教

養を高める種々の行事が行なわれ、「働

く婦人の家」を中心に見附市の働く婦人

の福祉が押し進められることとなる。

家事労働、育児負担を合理的に処理す

るための援助はもとより、働く婦人の立

場を理解し、働く婦人が親しく、気楽に

集まれる「働く婦人の家」であることが

今後の運営に当たって大切なことであり、

これを盛りあげ、発展させるのは、働く

婦人連自身の自主的な参加にはかならな

い。自ら運営に参加し、自分の生活をよ

り豊かにすることこそ大切である。単な

る指導援助を待つばかりでなく、婦人連

が積極的に協力していただきたたい

と思う。見附市働く婦人の家の発足にあ

たってこの施設を利用する婦人労働者、

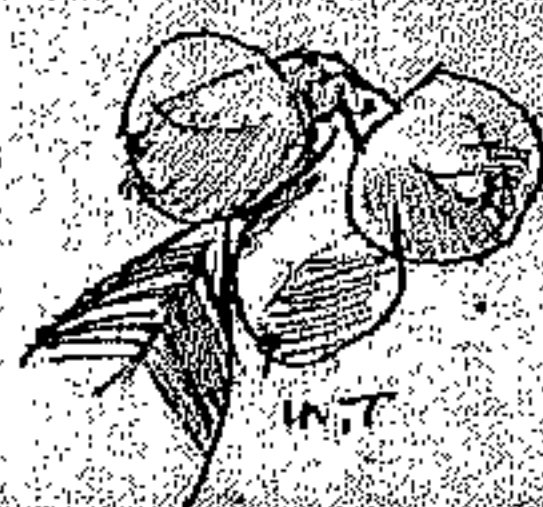
地元の人達、そして運営当局の一層の努

力を期待し、今後の発展を祈りたい。

(資)(料)(室)

母性保護における

新しい要求



— 労組婦人のページ —

昨年十一号の「労組婦人のページ」でお知らせしたように、既婚婦人労働者の増加に伴い、産休をとる婦人や、子供を育てながら働く婦人がふえ、育児休業と、産前産後休業を八週間とすることができるようになった。この情勢を反映して労働組合の婦人対策部等では、労働基準法に法制化されていないが、現実に婦人労働者から必要を訴えられている問題についてとりあげ、検討をはじめたり、要求を行ったりしています。またその中ですでに労働協約に結ばれて実現したものもあります。そこで今回は、これらの中ですでに実施されたものについてお知らせしましょう。

◇産前休業制

福岡市に本社をもつ西日本鉄道株式会社と同社労働組合では、昭和四〇年一月の労働協約で妊娠四か月以上の女子乗務員（バス車掌）が請求したときは出産まで産前六週間以内を除き、継続三十二週

間以内を産前休業とすることにした。また妊娠七か月以上の女子労働員（事務その他非乗務員）が請求したときは、同様の産前休業を八週間とすることができるようになった。この情勢を反映して労働組合の婦人対策部等では、労働基準法に法制化されていないが、現実に婦人労働者から必要を訴えられている問題についてとりあげ、検討をはじめたり、要求を行ったりしています。またその中ですでに労働協約に結ばれて実現したものもあります。そこで今回は、これらの中ですでに実施されたものについてお知らせしましょう。

◇育児休業制

全電通労働組合が、電々公社に対して育児休業制を設けることを要求していることは、すでに紹介のとおりだが、本年三月十九日の点に関する労働協約が結ばれ、五月一日から実施されることになった。その内容は次のとおりである。

対象者は生後満三年までの生児をもつ、育児のため休業を申し出た女子の職員とする。

休業期間は、六か月間、一か年間、一年六か月間および特別休業（産後休業）にひきつづき生児が満三年に達するまでの期間とする。

休業の申出は、休業を希望する日の二か月前までに、行なうものとする。

◇つわり休暇

この他、一年間の育児休業を認めた企業が既報で電気化学のほか、K食品などがみられる。

また産前産後の休業は各八週間で法定（六週間）を上まわっており、いずれも有給である。なお東京店に五十名程の既婚者がいるが、昨年一か年でつわり休業を利用した者は五名というところである。

松坂屋百貨店では、産前産後の休業が各八週間であるが、妊娠中つわりで就業困難な場合は、産前休業を三週間の限度で分割して先に使用することができるとし、労働協約を改訂した（改訂前は産前産後六週間であった）。なお、これらの休業はすべて無給である。

日本通運株式会社と全日通労働組合では、三年程前から「労働協約に関する会社・組合指導事項」として、会社の指定した医師の診断により、妊娠中毒性（いわゆるつわり）による疾病とみられたときは、病欠欠勤の取扱いをすることとなっている。この場合、基準内賃金に相当する額が支給されることになっている。

★(25ページつづき)

ら、従業員の配置なり、その後の指導をそれに応じて適切に行なうことが職場の適応に影響するところが少なくないということを強調しておきたいと思ひます。

(以下次号)

本稿は婦人少年局で開催した「産業カウソセラ―養成講習会」における佐柳氏の講話の概観です。（文責年少労働課）

★中学生を使用できるか★

——労働基準法第五十六条その他から——

【問】新規中卒者を採用しなくて求人申込みをしましたが、思うようにならず、このままでは人手不足で営業に差しつかえますので、学生のアルバイトでも雇わなければと思っております。しかし、昔と違って中学校は義務教育となっておりませんが、このような義務教育を受けている生徒を使っているものか心配しています。この点いかがなものでしょうか。御回答下さいれば幸いです。

(福島 N商会)

【答】労働基準法第五十六条第一項によつて、満十五歳に満たない児童は原則として労働者として使用してはならないこととなつています。ところで、現在のわが国の義務教育制度からしますと、

中学校在学中の者はおおむね満十五歳未満の者(普通第三学年の生徒は、その年の誕生日をもって満十五歳に達する)のでありますので、心配しておられるように労働者として使用することはできないこととなります。

しかし、これには右の労働基準法第五十六条の第二項の規定に基づく例外がありまして、次にかかげる事項のすべてに該当する場合は、労働者として使用することができるとなっています。

- 1 使用者の経営する事業の種類が工業、建設業、運輸業、貨物取扱業などでないこと。
- 2 児童の業務が健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものであること。
- 3 就労が児童の修学時間外になされるものであること。
- 4 児童の使用について労働基準監督署長の許可があること。

以上により児童を労働者として使用することはできるわけですが、満十五歳未満の児童は前述のとおり義務教育履修過程にあることのほか、心身ともに未成熟な状態にありますので、労働により、これら児童の健全な成長が妨げられることのないよう、労働面において特別の保護を加える必要があり、このことから労働基準法は児童の使用について次のようなことを特別に要求しておりますので、児童を使用する者は最少限これを順守しなければなりません。

- 1 児童の年齢を証明する戸籍証明書、児童の修学に差しつかえないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を事業場に

備えつけること。(これらの書類は、前記労働基準監督署長の許可を受けるときに、許可申請書に添付するもので、労働基準監督署長からの許可の決定通知の際に反付されてきます。)(労働基準法第五十七条を参照)

- 2 労働時間は、児童の修学時間を通算して、一日について七時間、一週間について四十二時間以内であること。(労働基準法第六十条第二項を参照)
- 3 午後八時から午前五時までの間は労働させてはならないこと。(労働基準法第六十二条を参照)
- 4 動力による捲上機、運搬機等の運転の業務、毒劇物又は爆発性、発火性の原材料を取扱う業務につけてはならないこと。(労働基準法第六十三条、第四十九条を参照)

以上は、法律の定めにより、児童の使用について特別に守らなければならない事項を述べたのでありますが、児童は、前にも述べましたように心身ともに成長の過程にあるという特質から、最少限法律の規定だけを守ればよいということではなく、例えば、得意先拡張業務、集金業務等児童に過酷な精神的緊張を要求する業務を課さない、また、飲酒、喫煙その他児童に好ましくない生活態度に関して特別に配慮するなど、児童の義務教育の履修、心身の健全成長を阻害しないよう労働管理面におけるあたためた配慮がなされることが望ましいのであります。

最後に、満十五歳未満の児童の使用に關し、法律上の取扱いについてなお詳細な点は、もよりの労働基準監督署又は婦人少年室でお尋ね下さい。

○婦人少年局人事異動

(表紙よりつづ)

青森婦人少年室 採用	神 芳子
宮城 "	及川 朋子
秋田 "	千田 カツ
三重 "	村上 幸子
熊本 "	木村 由紀子
大分 "	上田 美智子
(石川県厚生部)	森 昌子
石川婦人少年室	堀内 礼子
(青森婦人少年室)	堀内 礼子
青森地方検察庁	相沢 宏子
(宮城婦人少年室)	相沢 宏子
退職	
(秋田 ")	村井 笑子
退職	
(大分 ")	古田 敦子
退職	
(神奈川婦人少年室)	宮崎 積子
婦人少年局婦人課	
神奈川婦人少年室採用	春木 節子
昭和四〇年度新規採用職員(上級職)	
研修受講を命ずる	
期間自四月二日至五月十五日	
大阪婦人少年室	雅子
昭和四〇年度新規採用職員(上級職)	
研修受講を命ずる	
期間自四月二日至五月十五日	
(以上四月一日付)	

資料ダイジェスト

一労働者の運ぶ最大許容重量について

勝木新次

(労働科学 第41巻第1・2号)

昨年の三月、ジュネーブにおいてILO主催で「一労働者の運ぶ最大許容重量について」の専門家会議が開催された。この論議の掲載誌「労働科学」は労働科学研究所の機関誌(月刊)で、筆者は前労働科学研究所長の勝木氏(現在、明治生命厚生事業団体力医学研究所長)で、労働医学の権威者であるが、今回、会議の概要と報告書の全訳をまとめたものである。

B5判13頁にわたっている。第1号、第2号にわけて連載されているが、第1号ではILOがこの議題をとりあげるに至った経過、本会議の報告書(全訳)の紹介があり、第2号では、この問題についての各国の法規や、団体協約、実行規定の一部を紹介し、付言として勝木氏が、日本のこの問題に関する規則(女子年少労働基準規則)を、今回の専門家会議の勧告に對比して、一応再検討する必要があるのではないか指摘し、その理由を述べている。以下、各項目について簡単に紹介する。

○一労働者の運ぶ最大許容重量に関する専門家会議報告書(ジュネーブ、一九六四年、三月九日～一七日)

会議の構成

四名の政府側専門家、四名の使用側団体から指名された専門家、四名の労働者団体から指名された専門家、事務総長指名の二名の医師・専門家による。

会議の議題

- (1) 重量運搬に影響するかもしれない生理学的因子
- (2) 重量運搬の激しさに影響するかもしれない作業条件及び環境条件
- (3) 一人で運ぶ最大許容重量を定めるのに用いる判定基準
- (4) 重量の人力運搬に絡む健康上の危害を低減する方法

討議内容

次の一〇項に整理されている。・一般討議・生理学的にみた荷物運搬・医学的にみた荷物運搬・気候および環境諸条件・作業の組織・包装の問題・職業訓練・医学的監視・荷物運搬人・最大重量に用いられるべき基準

全訳は長文であるため、会議の基本的な態度と、とくに婦人に関係のある部分について引用または紹介をしたい。

まず一般討議の最初に次のような基本的態度が述べられている。それは

「重量の人力運搬の問題にとり組む際に考慮せらるべき数々の要素があるが、第一に強調されたのは同じ重量が与えられても、寒い、あるいは穏和な気候の下であるか、高温・高湿の気候の下であるかにより運搬に必要な努力が異なる。また労働者の体質や体重が大きな役割を演ずることが指摘された。『本会合では国際通商の発達により、この問題を狭い範囲で検討することは現実的でなくなつたことを認め、すべての国々に適用されるであろう共通の分母を探索すべきである』といっている。

る。また労働者の体質や体重が大きな役割を演ずることが指摘された。『本会合では国際通商の発達により、この問題を狭い範囲で検討することは現実的でなくなつたことを認め、すべての国々に適用されるであろう共通の分母を探索すべきである』といっている。

婦人に関しては、『生理学的、医学的にみた荷物運搬』の項で、男子と異なつた考慮を払う必要があるとし、『体重と筋肉量との比が男子より不利である』『不当な疲労なしに筋的勢力を維持得る能力は明らかに男子より小さい』等について、生理学的、医学的に詳しく説明されている。同じく『最大重量決定に用いられるべき基準』の項でも同様の趣旨で婦人、青少年に特別の考慮を払うべきであると具体的に述べているが、結論としては、各国の産業の発展状況、作業者の栄養状態、人間の体格、気候条件の違いなどから、『世界のすべての地方に適用出来る正確な数字を勧告する立場にない』との結論に達した。婦人によって運ばれ得る最大許容重量は15kgと20kgの間に定められるべきだといふ点で一致した。可能なかぎり、當時の運搬は婦人に許されるべきでない』としている。また青少年については会議として『暗示』できる『水準』は一六～一八歳の少年については15kg、一六歳以下では少年・少女ともに20kg、同じく少女については12kgと15kgとし、『一六歳以下では少年・少女ともに常時の運搬は禁止されるべきであると述べている。

○各国の婦人年少者に関する規定

運搬重量の制限に関する各国の法規は国によりかなり形がちがっており、抽象的な規定も多いので、具体的な数字を掲げている国(オーストラリア他数か国)の例を紹介している。

○成人に関する規定

○団体協約及び実行規定

以上の二項についても同様に各国の事例が掲げられている。

○付言

付言の趣旨は最初に紹介したとおりであるが、『わが国の規則は、勧告に對比してみると、若干緩やかであると考へねばならず、諸外国の法規もわが国より低い制限値を採用している場合が多い。殊にわが国の場合は、車輛等を用いる場合について何らの定めがない。現在では人力の運搬が殆ど影をひそめ多くの場合運搬には車が用いられていることから考へ、人力運搬のみについて定めていることはどうかと思われる』と指摘し、さらに現労働所長齊藤氏が、調査研究を行なった『婦人労働保護法規の医学的批判、重量物取扱について』(労働科学第37巻第6号掲載)の主要点を引用指摘している。即ち、『いずれにもせよ一八歳以上女子で継続作業20kg、断続作業30kg、特定の場合30kg、40kgという規定が不可であるとい得るほどの結果ではないが、さりとて(以下32ページにつづく)』

婦人労働関係資料の紹介

定期刊行物（昭和40年3月受入れ—つづき）

資 料 名	月号別	発 行 所	主 要 目 次
労働科学	No. 193 第3号 3月	大阪労働協会 労働科学研究所 "	○中小企業における機械化とその効果について実態調査（8） ○家内労働と労働者家族 ○職業病新地図・T D I中毒
労働と経営	3号	日本労働協会	○若年層の規模間格差、逆格差層拡大の傾向
労働法令通信	No. 7	労働法令協会	○神奈川県下569社の定年制の実態 ——定年々齢、定年者の取扱、再雇用後の賃金等——
労働問題	4月号	日本評論新社	○初任給上昇と賃金体系 ○人手不足に泣く経営者
労務管理通信	No. 7	労働法令協会	○景気調整下における39年大学卒の就職状況
労働時報	2月	労働省	○中小企業労働対策の現状 ○39年3月新規学卒者の初任給 ○内職の実情
アメリカの労働問題	3号	米国大使館	○座談会＜婦人の地位について＞
労働衛生	3	中央労災防止協会	○職業病の鑑別診断の誤診例
（昭和40年4月受入れ）			
職業安定業務月報	特集号	労働省職業安定局	○昭和39年3月新規学卒者の職業紹介状況及び初任給調査結果
安全衛生のひろば	4月	全日本産業安全連合会	○特集・働く女性の安全と衛生
海外労働経済月報	14巻11号	労働省労働統計調査部	○海外主要国における定年制（アメリカ・イギリス・西ドイツ・フランス・イタリア）
経営者	4月	日経連	○曲り角に立った女子労働
職業安定広報	No. 8	労働省職業安定局	○中期経済計画における労働力指標の推進方法 ○労働力の流動力
"	No. 10	"	○労働政策の重点 ○昭和39年における失業保険事業の運営状況 ○中高年齢者に適す職種
進路指導	4号	日本職業指導協会	○『後期中等教育の在り方』に関する意見書の内容全文（女子教育の重点・女子と職業・男女共学）
総 評	4号	総 評	○家族手当法をかちとろう
同 盟	4月号	日本労働総同盟	○婦人の力をのばそう（座談会）
生活科学調査報	No. 47	生活科学調査会	○B Gの生活と結婚のビジョン ——協和広告KKの「B Gの欲求構造調査」より——
婦人展望	4月号	婦人有権者同盟	○新聞産業の婦人たち ○共働きの家庭論 ○婦人の民主化20年 ○全電通の育児休職
労政時報	1796号	労務行政研究所	○規模別・職種別の年齢及び経験年数別賃金
労働	3月号	大阪労働協会	○社会保障（最低基準）条約（102号）と日本の問題 ○中小企業における機械化とその効果についての実態調査 ○雇用基本法の制定へ・人手不足時代に対処
労働教育	58号	東京都労働局	○最近の婦人労働問題に思う ○働く婦人の新しい方向
"	59号	"	○都内の労働組合における婦人部組織の概況
労働法令通信	No. 9	労働法令協会	○女子の深夜業特例が認められる交替制とは
労務管理通信	No. 9	"	○中高年齢層採用会社は中高年に向く職種をどうみているか ——東京商工会議所調べによる代替適格職種の内容——
"	No. 10	"	○3861社の労働力不足の影響と対策の実態（下） ○全国2万余の中小企業（商・工業）の労働事情（全国中小企業団体中央会）

資料名	号別	発行所	主要目次
時の法令 世界の労働	No. 529 第3号	法令普及会 日本ILO協会	○女子職員お断り ○企業の年金・保健および生命保険 ——アメリカにおける事例—— ○ヨーロッパにおける雇用と賃金
International Labour Review	Vol. 91 No. 1	ILO	○Old-Age and Survivor's Protection for the Self-Employed; An International Comparison.

評 社会福祉のための ボランティア活動入門

——大学婦人協会編——

「30ページ」
「これでいい」といえる結果でもない」
「今回の会議の提言から、わが国の基準
の可否をもつて一度考えなおしてみてもよ
いのではないか」と述べ、なお、重量制
限は、体格・体力・気候・栄養など考慮

して定められるべきだとの会議の中での
強調点があるが、日本婦人の体力・体格
は国際的にも一流とはいえず、気候・栄
養についても有利とはいえない点も含
み、車輦運搬の規制の可否とともに全般
的に検討してみることが必要であるとい
うのである。

よく日本人はエゴで、社会的な連帯意
識のない国民だといわれる。はたしてそ
うだろうか？ 連帯感のもとである、善
意とか、隣人愛とかいったものを、われ
われはもちあわせていないのだろうか？
そんなことはない、と考えたい。共同募
金や助けあい運動には、広い国民層が参
加するし——おつきあいで、受動的にや
っている場合も多いが——新聞に、な
けなしの金を失った老人の話ができれば、
うてばひびくように、読者からの寄付が
あつまる。子どもの日には、施設の子ど
もに、とても食べきれないほどのおかし
わが殺到することもあるという。

は、われわれにとって、いささかなしみ
のあさい言葉だが、ここでは、『社会福
祉、保健衛生、教育、文化など、社会的
公共的な福祉全般をたかめるための仕事
にたいして、無報酬で働くこと——これ
を内面的な精神なり、意志なりという点
からいえば、人類の福祉の増進にたいす
る共同責任を民主的に分担するため、
自分からすすんで無報酬で働くこと』と
理解すればよい。

その中でも、本書の重点はとくに社会
福祉——社会施設への協力援助の面にお
かれており、語るすすむにつれて、われ
われは、日本におけるボランティア活動
の歴史と現状について、概括的な理解を
得るとともに、実際にボランティア活動
をしている人々の、具体例と体験談とに
耳をかたむけることができる。

だが、善意はあっても、それがどれだ
け自主的に、積極的に、しかも有効に生
かされているだろうか？
この本は、まずそのへんの反省の評価
からはじまって、有効なボランティア活
動のやりかたへとおよんでいる。題名と
してかかげられた『ボランティア活動』

中心となつて、「ボランティア活動
を志す人々に」と題する各章では、社会
福祉活動に「歩み出すにはどうしたら
よいか、ボランティア・ビュロー（あ
っせん機関）の所収や、その利用のしか
た、ボランティアを求めている分野と仕
事の種類の、施設での注意事項、施設職員

の巻といつてよからう。
執筆は、大学婦人協会社会福祉委員会
（委員長日本女子大助教授一審ヶ瀬康子
氏）のメンバーによるもので、社会福祉
事業に長年たずさわる人が多く、体験か
らにしみ出た、キメのこまかいタッチで
非常に読みやすくよませる。

従来、社会福祉については、制度の研
究が進んでいるわりには、一般むけの活
動手引書が少なかったから、婦人団
体がこの仕事をとりあげたことに敬意を
表したい。婦人団体、学生グループの
リーダーをはじめ、社会福祉に意欲的な関
心をもつ方々に、ぜひ一読をすすめた
い。(M)

従来、社会福祉については、制度の研
究が進んでいるわりには、一般むけの活
動手引書が少なかったから、婦人団
体がこの仕事をとりあげたことに敬意を
表したい。婦人団体、学生グループの
リーダーをはじめ、社会福祉に意欲的な関
心をもつ方々に、ぜひ一読をすすめた
い。(M)

従来、社会福祉については、制度の研
究が進んでいるわりには、一般むけの活
動手引書が少なかったから、婦人団
体がこの仕事をとりあげたことに敬意を
表したい。婦人団体、学生グループの
リーダーをはじめ、社会福祉に意欲的な関
心をもつ方々に、ぜひ一読をすすめた
い。(M)

A5判 一六三頁 二五〇円
東京都千代田区三軒町一
全国社会福祉協議会発行

女子の就業者数と完全失業者数

(1965年1月)

一人一か月平均現金給与総額
(1965年1月)

産業	女子 万人	男子 万人	計の うち の割合 %	女子の 雇率 %	女子の 前月 との 比較 %
就業者	1,698	2,759	38.1		+ 13
自営業者	262	663	28.3		+ 20
家族従業者	630	208	75.2		- 19
雇用者	805	1,886	29.9	100.0	+ 13
農林業	8	29	21.6	1.0	0
漁業、水産養殖業	3	19	13.6	0.4	0
鉱業	3	30	9.1	0.4	- 1
建設業	39	213	15.5	4.8	0
製造業	288	665	30.3	35.7	- 1
卸小売、金融保険、不動産業	207	312	39.8	25.7	+ 7
運輸通信、電気、ガス、水道業	35	266	11.6	4.3	+ 1
サービス業務	201	228	47.0	25.0	+ 7
公	21	124	14.5	2.6	+ 1
完全失業者	21	19	52.5		+ 1

産業別	女子 円	男子 円	男子に 対する 割合 %
総数	17,779	37,362	47.6
鉱業	14,120	35,123	40.2
建設業	15,341	33,821	45.4
製造業	15,869	36,260	43.8
卸売業	19,670	37,878	51.9
小売業	23,896	48,242	49.5
金融業	20,247	44,833	45.2
不動産業	23,300	39,761	58.6
運輸業	25,735	45,104	57.1
通信業			
電気、ガス、水道業			

「注」 数字はすべて調査結果の実数に推定乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

一労働省労働統計調査部
毎月勤労統計調査一

一総理府統計局労働力調査一

婦人少年局ニュース

○国連婦人の地位委員会への日本選出について
一九六五年三月、日本は、再び国連婦人の地位委員会の委員国に選出された。今回の委員は、津田塾大学々長藤田たき氏（前婦人少年局長）の予定。任期は二年。

○第十三回全国婦人会議出席者決定につき新聞発表
第十三回全国婦人会議出席者決定について、三月二十九日、労働省記者クラブにおいて新聞発表を行なった。また、同日午後、発表にともなう婦人欄・家庭欄担当記者との懇談会を開催した。

○マリア・ゲバート・メーヤー博士来日
第十七回婦人週間の特別来賓として、一九六三年度ノーベル物理学賞受賞者、マリア・ゲバート・メーヤー博士（米国カリフォルニア大学教授）が四月七日来日し、全国婦人会議に出席したほか、各種講演会・懇談会などに出席、十七日帰国された。

○第十三回全国婦人会議開催
第十七回婦人週間の中央行事として、第十三回全国婦人会議を四月十三日～十六日まで、東京において開催した。

○内職補導事業についての懇談会開催
四月二十日婦人少年局長室において標記のとおり懇談会を開催した。出席者は次のとおり。
臨時家内労働調査会会長 長沼弘毅
慶応義塾大学教授 中村正美
東京大学教授 氏原正治郎

東京都市部製品工業協同組合連合会
東京都市部工業協同組合連合会
日本繊維産業労働組合連合会委員長
婦人少年局長
事務局長
労働基準局賃金部企画課長
東京都足立区立公共職業訓練所長
神奈川県
内川俊子
東京労働基準局 採用 石神睦子
静岡婦人少年室
（以上三月二十五日付）
（宮崎婦人少年室） 黒木智子
退職
（以下本文29ページにつづく）

「二」らんになりましたか

（婦人労働関係）

○婦人労働の概況——昭和39年分——
婦人労働資料第一〇〇号

（婦人関係）

○図でみる婦人の現状

婦人と年少者

第十三巻第五号
通巻百三十四号
定価 六十円 千六円

編集人 久米愛
発行人 平林たい子
印刷人 網野栄

東京都千代田区神田一ツ橋一ノ一
（日本職業指導協会内）

発行所 婦人少年協会

電話九段(26)九五九七
振替口座東京一〇七九二四

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可
昭和四十年五月五日 発行

(毎月一回五日発行)

婦人と年少者

(第十三巻 第五号)

定価六十円(送料六円)

◆第17回婦人週間

—第13回全国婦人会議の報告—

婦人少年協会